

平成 30 年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

介護分野におけるマイナンバーの活用
及び介護保険の手続のオンライン化に
関する調査研究事業報告書

平成 31 年(2019 年)3 月

株式会社 日立製作所

目次

1. 調査研究の概要.....	4
1.1. 背景・目的.....	5
1.2. 実施内容.....	6
1.3. 実施方法.....	7
1.3.1. オンラインにおける手続の課題整理.....	8
1.3.2. 市町村等に係る事務運用案等の検討.....	10
1.4. 実施スケジュール.....	11
2. オンラインにおける手続の課題整理と解決策.....	12
2.1. 調査の前提について.....	13
2.2. 調査の実施概要.....	14
2.3. 手続ごとの調査結果.....	17
① 要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）.....	17
② 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出.....	20
③ 負担割合証の再交付申請.....	21
④ 被保険者証の再交付申請.....	22
⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請.....	22
⑥ 介護保険負担限度額認定申請.....	24
⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請.....	25
⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請.....	26
⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請.....	28
2.4. オンラインにおける手続の完結度評価.....	30
2.5. 手続のオンライン化に対する期待.....	31
2.6. 手続のオンライン化にあたっての課題.....	32
2.7. 手続のオンライン化にあたっての課題解決策（案）.....	33
2.7.1. 記名押印によらない申請者本人の確認のあり方.....	33
2.7.2. 同意・委任に係る確認のあり方.....	35
2.7.3. 被保険者証等の回収・交付のあり方.....	36
2.7.4. 代行申請時の市町村等からの受領通知の内容・方法のあり方.....	38
2.8. 今後の検討課題について.....	39
2.8.1. 法令等改正の検討について.....	39
2.8.2. 関連システムの検討について.....	40

3. 市町村等に係る事務運用案等の検討.....	42
3.1. 市町村等に係る事務運用のあり方検討.....	43
3.2. サービス検索登録内容のあり方検討.....	46
別添資料.....	47
資料1 ヒアリング調査項目シート.....	48
資料1.1 市町村等向け.....	48
資料1.2 介護事業者向け.....	88
資料2 アンケート調査シート.....	89
資料2.1 介護ワンストップサービスの対象手続に係るオンライン化に向けた調査.....	89
資料3 事務運用指針、サービス検索登録内容のひな形、スケジュール例.....	91
資料3.1 事務運用指針.....	91
資料3.2 サービス検索登録内容のひな形.....	94
資料3.3 介護ワンストップサービスタスクスケジュール例.....	120

1. 調査研究の概要

1.1. 背景・目的

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続のオンライン化に関する調査研究事業（以下、本事業と略す）の背景として、政府のIT戦略が拡充・具体化していることが挙げられる。「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）等にて、行政手続のワンストップサービス推進が取り上げられており、その一つに介護保険の手続も対象とされている。

また、「第33回新戦略推進専門調査会電子行政分科会 第15回規制制度改革ワーキングチーム 第18回各府省情報化専任審議官等連絡会議 合同会議（平成30年3月30日開催）」にて内閣官房IT総合戦略室、厚生労働省老健局より提出された「介護保険に係る申請手続のオンライン化（介護ワンストップサービス）実現に向けた方策の取りまとめ」（以下、「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」と略す）に具体的な介護保険のオンライン化対象手続が絞り込まれており、本事業開始時において、オンライン化実施時の課題整理等を市町村等や介護事業者の意見を踏まえつつ実施し、法令等に即した事務運用等を早期に策定する必要があった。

なお、平成30年6月15日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においても介護ワンストップサービスに係る政府の計画が明確に示されている。

以下に、前述の政府の計画から、介護ワンストップサービス該当箇所を抜粋する。

イ. 介護ワンストップサービス c) 具体的な取組(To Do)

内閣官房と厚生労働省は、デジタルファースト原則の下、介護者（家族）や行政手続を代行することが可能であるケアマネジャー等の負担状況に鑑み、行政手続等の棚卸結果等を踏まえオンライン化を可能とする行政手続の選定について検討を行い、2017年度（平成29年度）内にワンストップサービス実現に向けた方策を取りまとめる。

厚生労働省は、内閣官房とともに、ワンストップサービス実現に向けて検討を行い、当該検討を踏まえて各府省中長期計画に盛り込み、2018年度以降可能なものからワンストップサービスを開始する。

出典元：デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日初版）

(1) 行政サービスの100%デジタル化

③ 死亡・相続、引越し等のワンストップ化の推進

死亡・相続や引越しに際しては、様々な行政機関や民間事業者に対して個別に手続を行う必要がある。多くの国民が利用し、生活に影響の大きいライフイベントである介護、死亡・相続及び引越しの際に必要な諸手続のワンストップ化を推進し、手続負担の軽減を図る。介護に係る手続は平成30年度から、順次サービスを開始する。

出典元：世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
（平成30年6月15日）

本事業では、介護分野における各種申請手続におけるオンライン化の対象手続、及びオンライン化した場合の事務影響等を市町村等、及び介護事業者へ聞き取りすることで課題と解決案を導出・取りまとめし、平成30年度からサービス開始とされている介護ワンストップサービスの実現に寄与することを目的とした。

1.2. 実施内容

「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」に記載されている以下の9つの手続に対して、オンライン化の実現可能性や課題、効果等を、保険者である市町村等（市区町村、広域連合）、及び介護事業者への聞き取りにより調査した。調査結果より、行政・民間それぞれの有識者意見を踏まえて介護保険手続オンライン化を行う上での課題を調査研究事業報告書（以下、本報告書）に取りまとめる。

介護保険を利用する場合の主な手続

- ① 要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）
- ② 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- ③ 負担割合証の再交付申請
- ④ 被保険者証の再交付申請
- ⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- ⑥ 介護保険負担限度額認定申請
- ⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- ⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- ⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請

また、これらの手続以外の有効な手続やマイナンバーを活用した事務効率化に関する聞き取りを実施し、有用な内容を整理し、本報告書に記載する。

1.3. 実施方法

1.2章に示した実施内容について、調査の流れと考え方を整理した。表 1-3-1 に本事業の調査の流れと実施作業ごとの考え方を示す。

表 1-3-1 本事業の調査の流れと実施作業ごとの考え方

調査の流れ	考え方
① 調査の設計	作業の概要、考え方、スケジュールを整理する。
② 調査対象団体の選定	調査対象団体選定の考え方を整理し、候補団体を選定する。 手続を受ける側、手続を行う側、双方を対象に調査する。 前者は、市区町村の規模、広域連合等の違いを考慮する。
③ 調査対象手続の選定	調査期間を考慮すると介護保険のすべての手続を調査することは困難であるため、「介護保険に係る申請手続のオンライン化（介護ワンストップサービス）実現に向けた方策の取りまとめ」で選定された9つの手続について、調査の優先順位等を整理する。
④ 調査対象団体へ協力依頼・日程調整	調査対象候補団体への協力依頼を実施する。 期間の制約から確定した団体への調査実施と並行して依頼する。
⑤ 調査の準備	共通のヒアリング項目を作成し、調査対象団体等により、必要に応じてヒアリング項目をカスタマイズする。 ヒアリング項目は、「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」の内容や業務フローをベースに作成する。
⑥ 調査の実施	調査研究実施事業者が複数名で実施し、司会、記録等が効率的に行えるようにする。 ヒアリング項目等に従い、調査結果を正確に記録する。
⑦ 結果まとめ	調査結果を集約し、課題と解決策を取りまとめる。

1.3.1. オンラインにおける手続の課題整理

「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」に記載されている、これまで検討された内容を踏まえ、オンライン化の課題を整理し、仮説を立てた。

手続全体に係る共通調査項目と9つの手続ごとの個別調査項目を検討し、ヒアリングシートの作成を行った。

表1-3-2にヒアリング調査前に立てた、オンラインにおける手続についての仮説事項を示す。

表 1-3-2 ヒアリング調査前の仮説事項

調査項目	調査実施前の仮説
手続全体	<p>①申請者側と受付者側の双方からのオンライン化実現性や効果に対する意見を踏まえて、手続ごとにオンライン化実施優先度を設定する必要があるのではないか。</p> <p>②実施優先度の考え方は、申請件数以外の観点でも再整理する必要があるのではないか。</p> <p>③実施優先度は、受付者側の事務負荷に関しても考慮すべき事項があるのではないか。</p> <p>例えば、受付者側である市町村等内の保有情報が主となる手続（例：高額介護（予防）サービス費の支給申請）と、申請者側の保有情報が主となる手続（例：居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請）で、オンライン化の難易度が異なるのではないか。</p> <p>④申請者を特定（本人・家族・介護事業者等）して運用を整理することで、オンライン化した手続の事務処理やシステム機能（申請者妥当性確認項目・方式考慮等）を分散させない工夫ができるのではないか。</p>
個別手続	<p>・手続ごとに、以下の観点でヒアリング項目を整理する。</p> <p>①手続選定時に前提とした業務フローが必ずしも一致しないのではないか。</p> <p>②対象手続の候補の中で、要介護認定申請は、オンライン化の効果が高いのではないか。</p> <p>③要介護認定の対面調査があることを考慮すると、オンラインシステム上の本人確認（被保険者確認・申請者確認）は必要最小限で良いのではないか。</p> <p>④訪問調査員や主治医への連絡事項等、対面で申請者にヒアリングし、申請書余白にメモ書きしていた事項等、オンライン化により申請書様式の変更（明示的に連絡事項を記入する欄を追加する等）が生じるのではないか。</p> <p>⑤オンライン化により、自宅にある個人番号（マイナンバー）カード（以下、マイナンバーカードと略す）を適宜参照でき、マイナンバーの未記入、記載漏れ等を防止できるのではないか。（本人申請時）</p> <p>⑥認定結果の公開同意に対する本人署名のように、本人署名の代用となる同意証明の取扱い・運用ルールが必要になるのではないか。</p>

ヒアリング調査で判明した課題の解決策（案）を検討し、介護ワンストップサービス導入にあたっての事務運用案を持ってその実効性を確認するため、アンケート調査も追って実施した。

調査先については、特定の地域、規模に偏らないよう、また複数の市町村等（保険者）及び介護事業者から調査を可能とするように留意した上で、対象団体を選定し、関係者内で合意を得て決定した。

調査先は、規模を考慮しながら、申請者として介護事業者、及び受付者として指定都市、特別区、中核市、中小市町村、広域連合から、合計8団体に対して実施した。調査対象者は、市町村等職員及び介護事業者職員（ケアマネジャー等）とした。なお、申請者本人視点の意見については、実際に窓口対応を実施している調査対象者へヒアリングを実施することにした。

最終的に、手続のオンライン化にあたっての課題と解決策（案）を導出し、本報告書に記載する。

1.3.2. 市町村等に係る事務運用案等の検討

「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」では、遅くとも平成31年3月までに可能な手続から順次、介護ワンストップサービスを開始する予定となっている。

そのため、調査の中で市町村等に係る事務運用案等の検討を併せて行い、市町村等へのヒアリング、及びアンケート調査の中で、案に対する意見の収集、反映を行った。検討した事務運用案については、平成30年12月に厚生労働省より市町村等へ発出された事務運用指針を作成する際の参考となった。

また、市町村等が介護ワンストップサービスの手続内容を地域住民に周知する際の「サービス検索登録内容」についても検討を併せて実施した。

1.4. 実施スケジュール

本事業は、図に示すスケジュールに従い実施した。

平成30年9月より本事業を開始し、市町村等、及び介護事業者へのヒアリングを行い、12月上旬に厚生労働省へ中間報告を行った。

また、事務運用案、サービス検索登録内容のあり方についても、12月初めまでに検討を行い、結果を12月の事務運用案等に関するアンケート調査に反映した。中間報告とアンケート結果まとめは、12月に厚生労働省より発出した事務運用指針作成の参考となった。

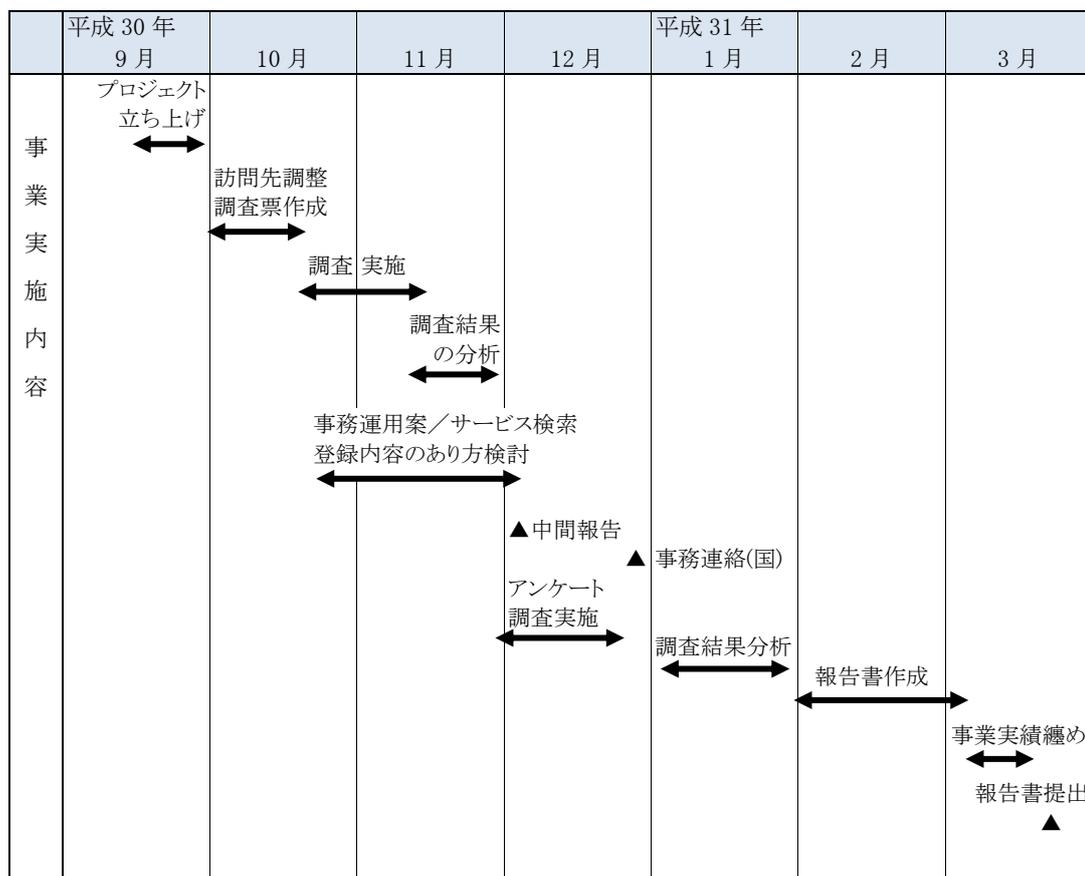


図 1-4-1 実施スケジュール

2. オンラインにおける手続の課題整理と解決策

本章では、介護保険の手続のオンライン化にあたり、オンラインで手続をどの程度完結させられるか、また、オンライン化について市町村等やケアマネジャーが期待していることや課題を整理した結果を記載する。また、整理した課題を基に、その解決策(案)を記載する。

2.1. 調査の前提について

本事業で調査対象とする介護保険の手続は、「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」を参考に、以下の9つの手続を対象候補とした。これらの手続は、実務担当者（市町村等、関係業界）を含めたサービスデザインワークショップにて、申請者数が多い手続(申請件数が概ね年間10万件以上)から選定されている。

- ① 要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）
- ② 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- ③ 負担割合証の再交付申請
- ④ 被保険者証の再交付申請
- ⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- ⑥ 介護保険負担限度額認定申請
- ⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- ⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- ⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請

上記手続の有用性及び上記以外で有用となる手続の有無について、市町村等へのヒアリング調査とアンケート調査にて確認を行った。

また、介護ワンストップサービスの実現には、オンライン申請情報を市町村等へ連携する接続基盤である、内閣府が運営するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能（以下、ぴったりサービスと略す）の活用を前提とした。



図 2-1-1 ぴったりサービスの画面 (<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>)

2.2. 調査の実施概要

介護保険の手続のオンライン化にあたり、前述の9つの手続に関し、効率的に課題を抽出するため、手続ごとのオンラインにおける完結度等を確認しながら、ヒアリング調査とアンケート調査を実施した。

ヒアリング調査では、手続ごとの業務の実態やオンラインにおける手続の完結度、オンライン化に対する期待、オンライン化にあたっての課題を調査した。

アンケート調査では、ヒアリング調査の結果を踏まえて、業務の実態で特に確認すべき事項（手続における本人・家族申請と代行申請の割合）や検討した課題解決策の実効性（例えば、法令や様式で規定された記名押印を不要とする、など）に絞って調査した。1.3.1章に示した調査項目を基に作成した調査票の一部を図2-2-1、図2-2-2に示す。

ヒアリング対象手続：①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1	別紙「現状」要介護・要支援認定申請（新規）の業務の流れと、貴自治体の業務の流れについて、違いがあれば、箇条書きで回答をお願いします。 (例) 申請受付時に被保険者証を回収し、代わりに介護保険資格者証を交付する	「要介護・要支援認定申請（新規）」における現状（処理の流れ）を把握するため。	
2	別紙「現状」要介護・要支援認定申請（新規）の申請書作成に関して、申請側（本人・家族、ケアマネジャー等）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、申請者ごとに、その部分を教えてください。 (例) ①申請受付時に、認定調査の日時調整等を行う。 ②「本人・家族」による窓口申請時、マイナンバーの把握や通知カードの説明を理解しなければならず、再度自宅に帰ってから通知カードを探して、再度来庁する。	「要介護・要支援認定申請（新規）」における現状の課題（申請側）を把握するため。	
3	別紙「現状」要介護・要支援認定申請（新規）の申請書作成に関して、受付側（自治体）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、その部分を教えてください。 (例) ①マイナンバー未記載の場合、住記システム又は住基ネットで調べて記載する必要がある。 ②マイナンバー記載済の場合、番号確認+身元確認が必要である。(番号利用法に沿って必要となる対応)	「要介護・要支援認定申請（新規）」における現状の課題（受付側）を把握するため。	

ヒアリング対象手続：①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
4	「本人又は家族による申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」の件数は、申請区分ごとに、おおよそ、どのような割合になっていますか。割合を教えてください ※件数の期間は、1ヶ月、1年など、貴自治体で確認しやすい期間で構いません。	「要介護・要支援認定申請（新規）」について、「本人又は家族による申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」のいずれのみオンライン化する仮説を検討するため。	<新規申請> 「本人又は家族の申請」：__割（約__件） 「ケアマネ等の代行申請」：__割（約__件） <更新申請> 「本人又は家族の申請」：__割（約__件） 「ケアマネ等の代行申請」：__割（約__件） <区分変更申請> 「本人又は家族の申請」：__割（約__件） 「ケアマネ等の代行申請」：__割（約__件） (集計期間の単位：)

図2-2-1 ヒアリング調査で用いた調査票（一部）

1. 申請者の内訳の実態確認（今後の制度等見直しの基礎情報として）

手続きの実態として、本人・家族による申請、ケアマネジャー等による代行申請の割合で、近いものを選択ください。
 ⑦⑧について、受領委任払い、償還払い、いずれの場合でも、販売・改修事業者による申請は、代行申請としてご回答ください。
 なお、統計等、正確な情報がない場合、感覚的なご意見でも結構です。

手続き名	本人・家族による申請が大半（8割以上）	本人・家族による申請がやや多い（6～7割）	ほぼ同じ	代行申請がやや多い（6～7割）	代行申請が大半（8割以上）
①-1 要介護・要支援認定申請（新規）	<input type="radio"/>				
①-2 要介護・要支援認定申請（更新・区分変更）	<input type="radio"/>				
② 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	<input type="radio"/>				
③ 負担割合証の再交付申請	<input type="radio"/>				
④ 被保険者証の再交付申請	<input type="radio"/>				
⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請	<input type="radio"/>				
⑥ 介護保険負担限度額認定申請	<input type="radio"/>				
⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	<input type="radio"/>				
⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	<input type="radio"/>				
⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請	<input type="radio"/>				

2. オンライン化に向けた対策(案)に係るご意見

手続きのオンライン化にあたり、認識している課題があり、対策(案)を検討しています。対策(案)について、ご意見ください。

2-1. 申請書等の記名押印を不要とした場合の問題

現在、申請書・届出書では、法令で定めている以外でも、本人・事業者の記名押印を求めている申請があると認識しています。
 仮に、オンライン化によって記名押印後の申請書"原本"を、基本的に確認できなくなる場合、実務上、問題がありますか。
 なお、介護保険法施行規則では、一部(*)を除き、押印を特に求めています。
 *「①要介護・要支援認定申請」における、事業者の押印

結構ある ややある あまりない ほとんどない 分からない

問題がある場合、具体的にどのようなケースか、ご意見ください。解決方法のアイデアも持ちでしたら、併せてご意見ください。

2-2. 同意書等をPDF・画像添付とした場合の問題

現在、同意書が必要な申請や、代行の際に委任状等の提出を求める申請があると認識しています。
 オンライン化によって、PDFや画像による添付になると、実務上、問題ありますか。

結構ある ややある あまりない ほとんどない 分からない

問題がある場合、具体的にどのようなケースか、ご意見ください。解決方法のアイデアも持ちでしたら、併せてご意見ください。

2-3. 被保険者証等を回収不要とした場合の問題

現在、申請時の添付で、被保険者証・負担割合証を回収する手続きがあると認識しています。
 将来、制度改正等により、オンライン申請時は回収不要となった場合、実務上、問題ありますか。

結構ある ややある あまりない ほとんどない 分からない

問題がある場合、具体的にどのようなケースか、ご意見ください。解決方法のアイデアも持ちでしたら、併せてご意見ください。

図 2-2-2 アンケート調査で用いた調査票（一部）

調査先団体は、1.3.1章で示した観点（申請者：規模別の介護事業者、受付者：指定都市、特別区、中核市、中小市町村、広域連合）を基に選定した。選定した調査先団体を表 2-2-1 に示す。

表 2-2-1 調査先団体の一覧

#	選定観点		調査先名称	規模	調査手段
1	申請者	大規模	事業者 A	政令市の社会福祉協議会	ヒアリング
2		小規模	事業者 B	ケアマネジャー1人	ヒアリング
3	受付者	指定都市、特別区、中核市	C 市	指定都市、人口 100 万人以上	ヒアリング、アンケート
4			D 市	指定都市、人口 100 万人未満	アンケート
5			E 区	特別区、人口 50 万人以上	アンケート
6			F 市	中核市、人口 50 万人以上	アンケート
7		中小市町村	G 市	人口 10 万人未満	ヒアリング、アンケート
8		広域連合	H 広域連合	人口 30 万人以上	ヒアリング

2.3. 手続ごとの調査結果

手続ごとの調査結果として、「業務の実態」「オンライン化に対する期待」「オンライン化にあたっての課題」を示す。

① 要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）

(ア) 業務概要

介護保険サービスを利用する場合、市町村等へ要介護・要支援認定申請を提出し、要介護度の認定が必要となっている。以下に手続フロー図を示す。（新規申請の例）

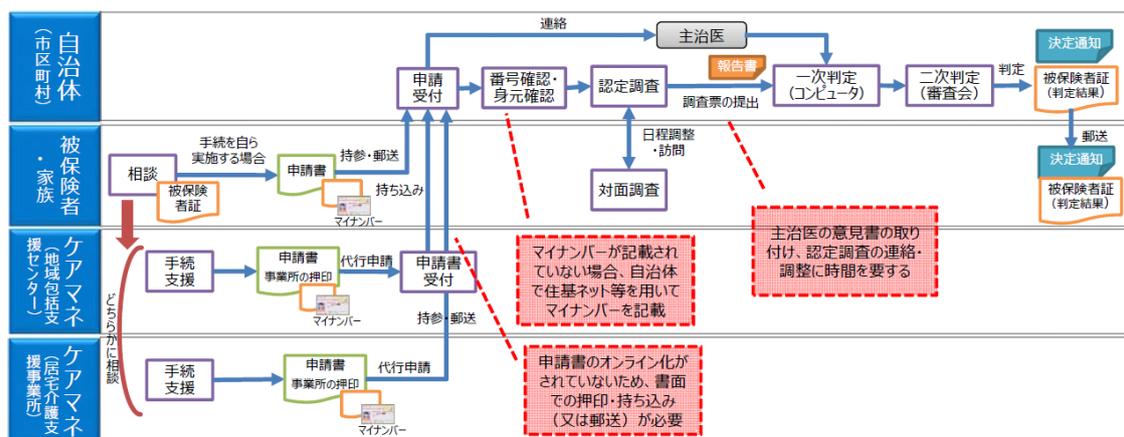


図 2-3-1 要介護・要支援認定申請の手続フロー図

出典元：「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」資料 3-2

(イ) 業務の現状（ヒアリング結果）

申請者の内訳については、新規の場合には市町村等により異なり、傾向は特に見られなかった。一方、更新・区分変更の場合にはケアマネジャーによる代行申請が多い結果になった。

対面による調整の必要性については、新規の場合には、市町村等により異なった。G市では窓口で身体・認知状態の聞き取りや認定調査の立会人・日程の調整を実施しており、対面の必要性が高い。一方、C市や事業者Aが位置する指定都市、事業者Bが位置する特別区では、窓口での聞き取り・調整はなく、申請書の提出のみであった。

申請書へのマイナンバーの記載については、本人・家族による申請ではほとんど見られず、ケアマネジャーによる代行申請では皆無であった。ケアマネジャーの意見によると個人情報の取扱いリスク回避のため、マイナンバーを確認しない運用をしているとのことであった。なお、市町村等では、実務上、被保険者番号で申請者の本人確認を実施している。

また、個人番号の確認については、職員が市町村等の基幹システムでマイナンバーを確認して申請書に記入するケースや、基幹システム内でマイナンバーがすでに登録され

ているため申請書に個人番号の記入を求めているケースがあるなど、対応は様々である。

申請書への記名押印については、本人や代行申請する事業者のものを求める様式としている市町村等があった。

添付書類については、被保険者証を求めており、被保険者証を回収した上で資格者証を発行している。H 広域連合では、原則、市町において申請を受け付けて被保険者証を回収の上、資格者証を発行していた。なお、事業者 B が位置する特別区では、紛失等の理由により被保険者証を持参できない場合であっても、申請書に被保険者番号を記載すれば受け付けていた。

※補足事項

法令上、ケアマネジャーが代行申請をする場合、ケアマネジャーが所属する事業者の記名押印が必要である。(介護保険法施行規則 第 35 条の 4) なお、本人の記名押印は求められていない。

(ウ) オンライン化に対する期待 (ヒアリング結果)

事業者のケアマネジャーより、オンライン化にて、窓口訪問・郵送の負担削減、閉庁日・閉庁時間帯に申請できることによる利便性向上が挙げられた。

窓口訪問・郵送の負担削減としては、オンラインで申請できれば、窓口に出向いて提出する移動時間や交通費などの負担が削減できる。また、機会は少ないが、他の住所地の市町村等との連絡の負担(申請書の入手、届出先(担当課)の確認、郵送のコスト・手間)が減るといった意見が挙げられた。

閉庁日・閉庁時間帯に申請できることによる利便性向上としては、日時を気にせず申請できるため、申請書の作成から提出までのリードタイム短縮や申請書の作成から開庁までの申請書紛失リスク軽減を図ることができる。また、月初め(1日)の申請受付が可能になると効果的であるという意見が事業者のケアマネジャーより挙げられた。具体的には、1日が土曜日の場合に、月初めから区分変更したいときは、現在では最初の営業日(3日)に区分変更を申請するしかないため、1日と2日は変更前の区分、3日以降は変更後の区分となる。通所介護では区分によってサービス単価が異なるため、途中でサービス単価を変更して利用料を計算する人手が生じている。オンライン化により1日が平日でなくても申請受付が可能になれば、複雑な計算が不要となって効率的であるという意見が挙げられた。

(エ) オンライン化にあたっての課題 (ヒアリング結果)

申請書への記名押印について、オンラインでは実施できないため、記名押印によらない申請者や事業者の確認のあり方を検討する必要性を指摘された。

被保険者証の原本の添付・回収については、オンラインでは実施できない。回収のために申請者に郵送してもらおうと、申請者に郵送のコストなどの負担が新たに生じる。加えて、市町村等にとっては、資格者証を郵送で交付すると、郵送のコストが新たに生じるという意見が挙げられた。

資格者証を郵送しない方法としては、認定調査の際に調査員が交付する案が挙げられた一方で、個人情報の漏えいリスクがあるため、一時的であっても調査員に資格者証を預けることは望ましくないという意見も挙げられた。

これらの意見を踏まえつつ、被保険者証の回収と資格者証の交付のあり方を検討する必要がある。

市町村等が申請を受領したの証跡について、現状、受付時に申請書のコピーを用意してそこに受領印を押印し、申請者に渡す運用や、受付時に独自の受領証を発行する運用等があった。特に事業者では被保険者ごとに正確な申請日を確認するために受領管理が必要とされていた。オンラインでは、それらの証跡の手渡しによる運用ができなくなる。

複数のケアマネジャーが所属する事業者 A では「いつ、誰の申請を受け付けてもらえたか」を明確に確認できる通知画面が必要という意見が挙げられた。

複数のケアマネジャーが所属する事業者では、多数の申請を実施しており、申請状況の確認を容易にしたいというニーズが強いため生じていると想定される。一方で、ケアマネジャーが 1 人のみの事業者 B では受付完了を確認できる通知画面があればよいという意見が挙げられた。

認定調査の立会人や候補日の調整について、現状、申請の受付時に窓口で実施しているが、オンライン化によって別途電話で対応する必要が生じるという意見が挙げられた。一方で、認定調査の立会人や候補日の調整を申請書の別紙に記入してもらうことで確認している市町村等からは、オンラインの申請画面に別紙で記入を求めている項目の入力欄を設けることで対応できるとの意見が挙げられた。

(オ) その他の意見（ヒアリング結果）

その他の意見として、認定の進捗状況や市町村等からケアマネジャーへの情報提供、サービス担当者会議（本人、家族、ケアマネジャー、介護事業者が参加してケアプランを確認する会議）の情報共有のオンライン化も併せて検討してほしいという意見が挙げられた。

認定の進捗状況については、介護認定審査会の開催日等の状況をオンラインで参照したいとのことであった。進捗状況を把握できれば、サービス計画作成依頼の届出時期等の予定を立てやすくなり、確認のための問合せを減らすことができる。

また、ケアマネジャーが市町村等に主治医の意見書等の情報提供を依頼する際には、ケアマネジャーから市町村等への情報提供依頼書の提出、及び市町村等からケアマネジャーへの情報提供のいずれもオンライン化してほしいという意見が挙げられた。

さらに、サービス担当者会議について、参加者の意見をオンラインで照会・回答・共有できる仕組みを整備してほしいという意見も挙げられた。

② 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出

(ア) 業務概要

被保険者は、居宅（介護予防）サービス計画を作成する事業者が決まった時に、事業者名などを市町村等へ届出する。以下に手続フロー図を示す。

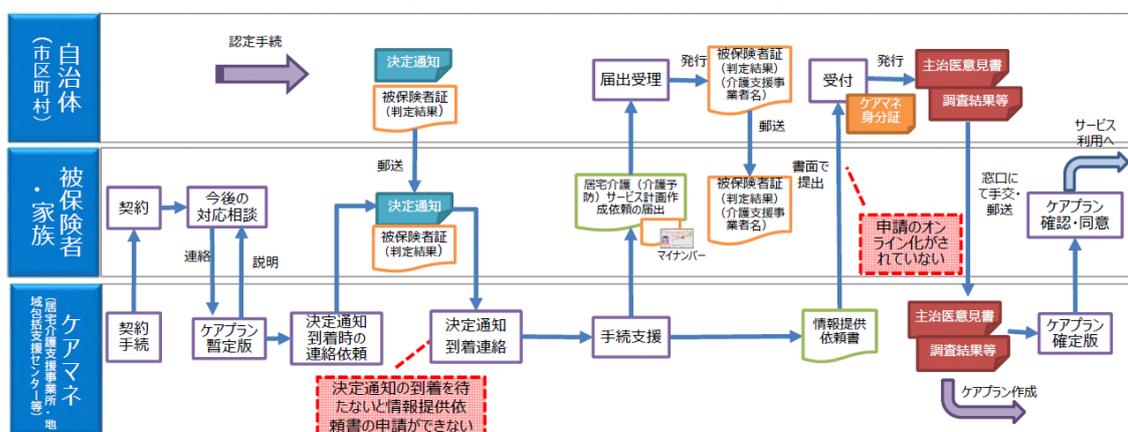


図 2-3-2 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出の手続フロー図
出典元：「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」資料 3-2

(イ) 業務の現状（ヒアリング結果）

申請者の内訳については、大半がケアマネジャーによる申請代行であった。

対面による調整の必要性の意見はなかった。（申請代行が多いことが理由として想定される）

届出書へのマイナンバーの記載については、「①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）」の手続と同様に、ほとんど見られなかった。

届出書への記名押印については、本人の記名押印を求める様式となっている市町村等があった。

添付書類については、市町村等が被保険者証を回収した上で、事業者名を押印又は手書きするか、事業者名を新たに印字した被保険者証を新たに発行していた。

(ウ) オンライン化に対する期待（ヒアリング結果）

オンライン化に対する期待として、窓口訪問の負担削減、閉庁日・閉庁時間帯に届出できることによる利便性向上が挙げられた。窓口訪問の負担削減としては、オンライン

で申請できれば、窓口に出向いて提出する移動時間や交通費の負担が削減できる。また、閉庁日・閉庁時間帯に届出ができることにより、日時を気にせず届出ができるため、提出までのリードタイム短縮や保管時の紛失リスク軽減を図ることができるという意見も挙げられた。

(エ) オンライン化にあたっての課題（ヒアリング結果）

「①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）」の申請と同様に、記名押印以外の申請者の本人確認や被保険者証の回収のあり方を検討する必要がある。

(オ) その他の意見（ヒアリング結果）

居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出書として「居宅介護支援」と「小規模多機能居宅介護」の2種類を設けている市町村等がある。両者の違いは、「小規模多機能居宅介護」の届出書に「居宅サービスの利用有無」という項目があり、「居宅介護支援」の届出書にはそれがないという点のみである。そのため、オンライン化にあたっては2種類の様式を用意するのではなく、この項目を含む様式に一本化することが可能である。

③ 負担割合証の再交付申請

(ア) 業務概要

負担割合証を紛失・汚損した場合に、市町村等へ再交付申請を届出する。以下に手続フロー図を示す。（被保険者証等を負担割合証に読み替え）

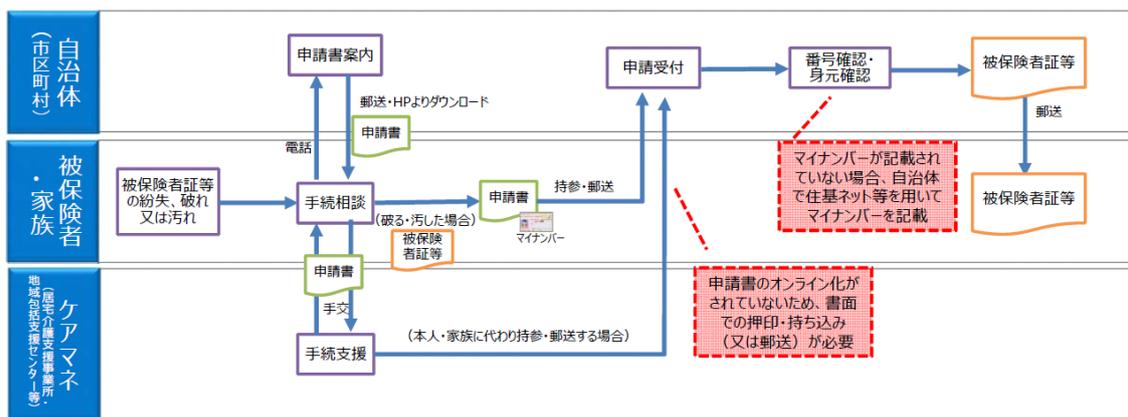


図 2-3-3 負担割合証の再交付申請の手続フロー図

出典元：「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」資料 3-2

(イ) 業務の現状（ヒアリング結果）

申請者の内訳については、E区を除き、本人・家族による申請が多かった。

E区は、申請代行が6~7割であった。

対面による調整の必要性については、意見がなかった。

申請書へのマイナンバーの記載については、「①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）」のと同様に、ほとんど見られなかった。

申請書に申請者の記名押印を求める様式としている市町村等があった。

添付書類については、汚損・破損した負担割合証を回収して、新たに発行していた。

なお、市町村等によっては、「③負担割合証の再交付申請」のと同様に「④被保険者証の再交付申請」のと同様の申請書を用いていた。

(ウ) オンライン化に対する期待

特段の意見なし。

(エ) オンライン化にあたっての課題（ヒアリング結果）

負担割合証の回収のあり方について検討する必要がある。また、負担割合証の再交付申請と併せて負担限度額認定証の再交付申請がなされる場合があるため、負担割合証の再交付だけオンライン化しても利便性が低いという意見が挙げられた。

(オ) その他の意見

特段の意見なし。

④ 被保険者証の再交付申請

(ア) 業務概要

被保険者証を紛失・汚損した場合に、市町村等へ再交付申請を届出する。手順フロー図は「③負担割合証の再交付申請」のと同様である。

(イ) ヒアリング結果など

「③負担割合証の再交付申請」のと同様の意見が挙げられた。

⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請

(ア) 業務概要

サービス事業者に支払った1か月分の自己負担額が負担上限額を超えた場合、その超えた分についてを高額介護（予防）サービス費として支給申請する。以下に手順フロー図を示す。

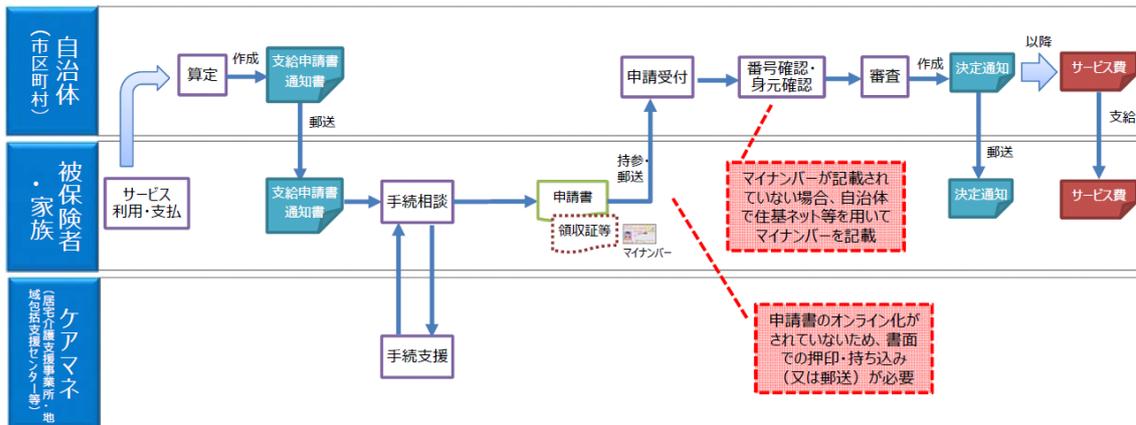


図 2-3-4 高額介護（予防）サービス費の支給申請の手続フロー図
 出典元：「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」資料 3-2

(イ) 業務の現状（ヒアリング結果）

申請者の内訳については、本人・家族による申請が多かった。特に、高額介護（予防）サービス費の支給を受ける人は寝たきりの方が多く、家族による代理申請が多かった。なお、添付書類として口座情報が必要である。

家族による申請が多い理由として、ケアマネジャーは高額介護（予防）サービス費の支給対象該否を知りえないことが多いことも挙げられた。

対面による調整の必要性については、指摘されなかった。

申請書へのマイナンバーの記載については、「①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）」の手続と同様に、ほとんど見られなかった。

申請書に申請者の記名押印を求める様式としている市町村等があった。

添付書類については、市町村等によっては領収書が必要であり、振込先の口座名義人が被保険者と異なる場合には、被保険者本人が記名押印した委任状が必要になっていた。なお、申請にあたっては、原則、被保険者本人と申請者、口座名義人が一致する必要があるため、家族が代理申請する場合には、申請者欄に被保険者本人の氏名を記載の上、その横にカッコ書きで申請者である家族の氏名を記載してもらっている市町村等があった。

(ウ) オンライン化に対する期待

特段の意見なし。

(エ) オンライン化にあたっての課題（ヒアリング結果）

委任状の PDF・画像添付の可否について検討が必要であるとの意見が挙げられた。

(オ) その他の意見

特段の意見なし。

⑥ 介護保険負担限度額認定申請

(ア) 業務概要

介護保険施設の入所時などの居住費・食費について、条件を満たす場合に自己負担軽減を申請する。以下に手続フロー図を示す。

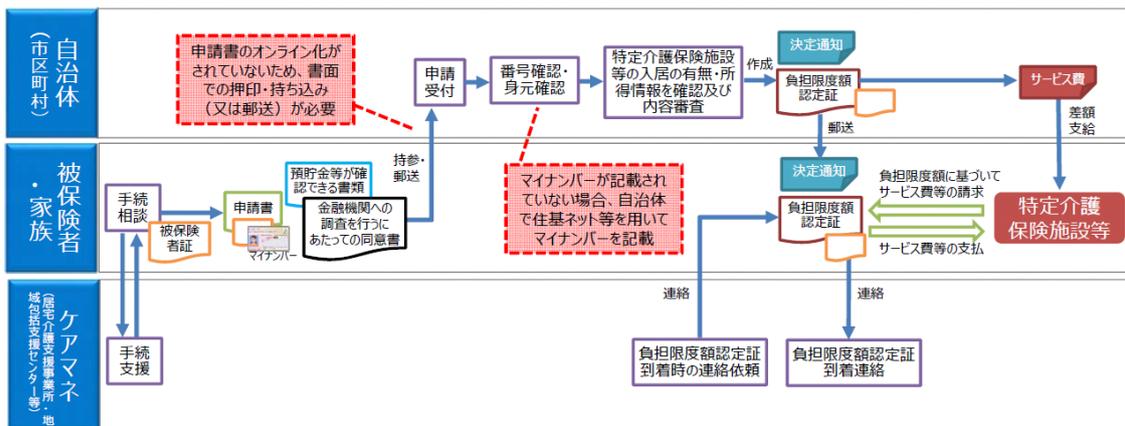


図 2-3-5 介護保険負担限度額認定申請の手続フロー図

出典元：「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」資料 3-2

(イ) 業務の現状（ヒアリング結果）

申請者の内訳については、E区を除き、本人・家族による申請が多かった。この理由として、預貯金の残高を確認できる通帳のコピーを申請書に添付する必要がある、ケアマネジャーに預けたくないのではないか、という意見が挙げられた。

E区は、申請代行が6～7割であった。単身高齢者率が高いため、ケアマネジャーに依頼するケースが多いなどの要因があると推測される。

対面による調整の必要性については、意見がなかった。

申請書へのマイナンバーの記載については、「①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）」の手続と同様に、ほとんど見られなかった。

申請書に申請者の記名押印を求める様式としている市町村等があった。

添付書類については、通帳のコピー等の預貯金の残高を確認できる書類や金融機関への資産調査に係る同意書（本人の記名押印が必要）が求められている。ただし、預貯金残高の確認書類は添付漏れが多い。特に、口座名義人や定期預金残高のページが漏れることが多いとの意見が挙げられた。

(ウ) オンライン化に対する期待（ヒアリング結果）

オンライン化に対する期待として、申請者の窓口訪問負担削減が挙げられた。

申請の集中時期（7～8月）があるため、申請者が窓口で長時間待つことなく、申請できると推測できる。

(エ) オンライン化にあたっての課題（ヒアリング結果）

添付書類の種類が多いため、オンラインによる提出の際に、添付書類をPDF化するなど負担が大きめという意見が挙げられた。また、金融機関への資産調査に係る同意書について、PDF・画像添付の可否について、検討が必要である。

(オ) その他の意見

特段の意見なし。

⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請

(ア) 業務概要

要介護・要支援の認定を受け在宅で生活している方は、事前にケアマネジャーや販売事業者の福祉用具専門相談員に相談した上で、入浴や排泄に用いる福祉用具を購入した費用を申請する。以下に手順フロー図を示す。

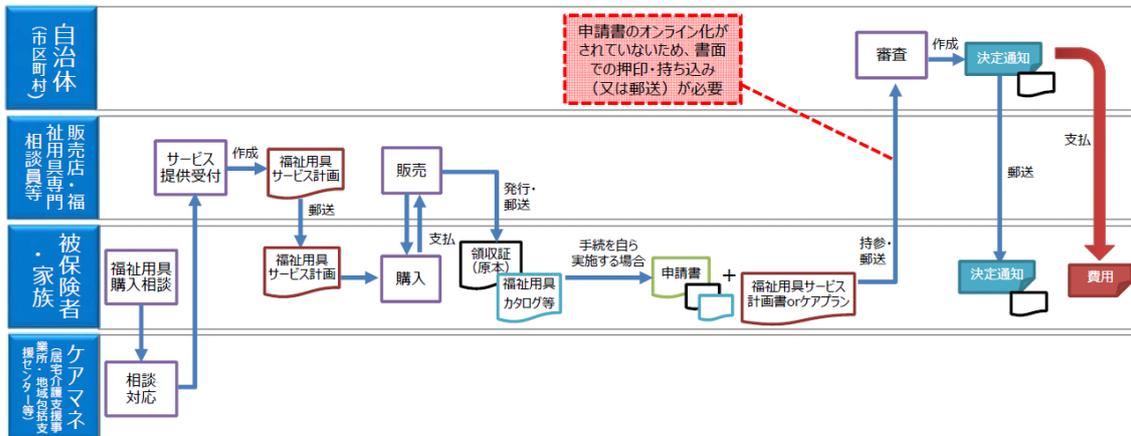


図 2-3-6 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請の手順フロー図
出典元：「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」資料 3-2

(イ) 業務の現状（ヒアリング結果）

申請者の内訳については、福祉用具の販売事業者が多くを占めていた。受領委任払いの場合、支払いを受ける販売事業者の記名押印が必要とされている。

対面による調整の必要性については、意見がなかった。

申請書へのマイナンバーの記載については、「①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）」の申請と同様に、ほとんど見られなかった。

申請書に申請者の記名押印を求める様式としている市町村等があった。

なお、添付書類については、領収書やパンフレット、振込口座の写し、同意書等、多くの添付書類が求められている。

(ウ) オンライン化に対する期待

特段の意見なし。

(エ) オンライン化にあたっての課題（ヒアリング結果）

添付書類の種類が多いため、オンラインによる提出の際に、添付書類をPDF化するなど負担が大きいという意見が挙げられた。

また、添付書類のうち、同意書のPDF・画像添付の可否について検討が必要であるという意見が挙げられた。

(オ) その他の意見

特段の意見なし。

⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請

(ア) 業務概要

要介護・要支援の認定を受け在宅で生活している方は、工事着工前に、改修内容が保険給付対象となるか等の審査のための事前申請を行った上で、住宅改修の費用を申請する。以下に手続フロー図を示す。

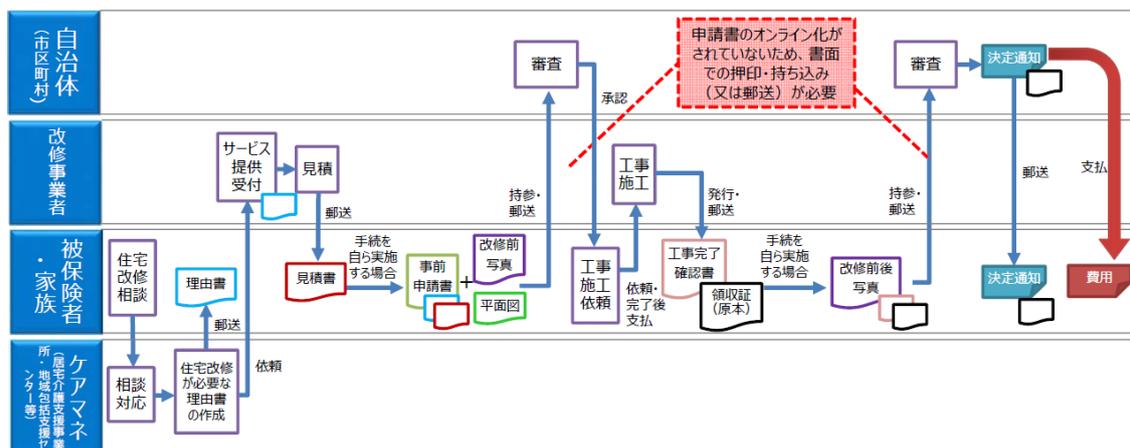


図 2-3-7 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請の手続フロー図
出典元：「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」資料 3-2

(イ) 業務の現状（ヒアリング結果）

申請者の内訳については、住宅改修事業者が多くを占めていた。

対面による調整の必要性については、意見がなかった。

申請書へのマイナンバーの記載については、「①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）」の手续と同様に、ほとんど見られなかった。

申請書に申請者の記名押印を求める様式としている市町村等があった。

※補足事項

添付書類については、ケアマネジャー等が作成する住宅改修が必要な理由書や見積書、設計図面、改修前の状態が確認できる写真が求められている。また、本人が住宅所有者でない場合には、所有者の承諾書も必要になる。

(ウ) オンライン化に対する期待

特段の意見なし。

(エ) オンライン化にあたっての課題（ヒアリング結果）

現状、窓口での改修事前申請時に、市町村等窓口対応者から、申請者へ着工可否を伝えているが、オンライン化すると申請時に着工可否を画面表示できない。そのため、別途電話や書類郵送で着工可否の旨を伝える必要が生じる。また、支給上限額があるなど、制度を熟知していない申請者が、事前申請書をオンラインで提出し、市町村等による着工許可前に着工する（このようなケースは、支給不可）ことがないように、（分かりやすい丁寧な説明を載せた申請画面を整備するなど）工夫が必要であるという意見が挙げられた。

添付書類の種類が多いため、オンラインによる提出の際に、添付書類をPDF化するなど負担が大きいという意見が挙げられた。

また、添付書類のうち、同意書のPDF・画像添付の可否について検討が必要という意見が挙げられた。

(オ) その他の意見（ヒアリング結果）

市町村等の意見として以下が挙げられた。

申請は、住宅改修の事前と事後に必要である。事前申請は住宅改修の着工許可を求めらるものであり、この時点では改修費用や着工日の記載がないことが多い。着工許可は、口頭又は控えを渡すことで実施している。事後申請で実際の改修費用や着工日を追記して提出される。また、申請日と受付日、着工許可日の日付は、同じ日になるケースが多いが、住宅改修事業者の担当者が不在の場合や現地確認後に着工を許可する場合には日付が異なる。オンライン化実施時であっても、申請日と受付日、着工許可日の日付を分けて管理できるようにオンライン申請受付事務を精査したいという意見が挙げられた。

⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請

(ア) 業務概要

転入した被保険者が、元の市町村等で受けていた要介護認定を引き続き受ける場合に申請する。以下に手順フロー図を示す。

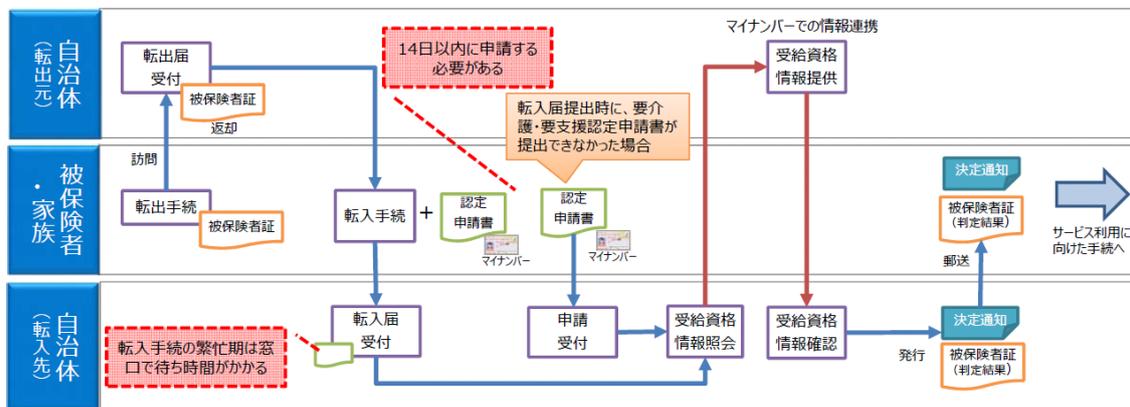


図 2-3-8 住所移転後の要介護・要支援認定申請の手続フロー図

出典元：「介護ワストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」資料 3-2

(イ) 業務の現状（ヒアリング結果）

申請者の内訳については、本人・家族による申請が多かった。この理由としては、転入手続と併せて住所移転後の要介護・要支援認定申請の手続を済ませることが多いためであろうという意見が挙げられた。

対面による調整の必要性については、意見がなかった。

申請書へのマイナンバーの記載については、「①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）」の手続と同様に、ほとんど見られなかった。

申請書への記名押印については、「①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）」の手続と同様、本人や代行申請する事業者のものを求める様式としている市町村等があった。

添付書類については、意見がなかった。

(ウ) オンライン化に対する期待

特段の意見なし。

(エ) オンライン化にあたっての課題（ヒアリング結果）

転入日から14日以上経過して届け出る場合、前住所地における認定を引き継げない。窓口ではこのことを説明できるが、オンライン化によって職員から電話で連絡を取って説明するなど、被保険者の申請内容次第で、市町村等側の負担が発生しうる懸念が挙げられた。

(オ)その他の意見

特段の意見なし。

2.4. オンラインにおける手続の完結度評価

介護保険の手続のオンライン化にあたり、前述の9つの手続に関し、効率的に課題を抽出するため、オンラインにおける手続の完結度を評価する。

オンラインにおける手続の完結度が高い手続として、添付書類がない（又は少ない）「③負担割合証の再交付申請」と「④被保険者証の再交付申請」が挙げられた。これらの申請では、紛失した場合を除いて汚損・破損した負担割合証又は被保険者証の添付が必要である。

また、ケアマネジャーによる代行申請は、本人・家族による申請と比べ、窓口での確認・調整が少ないという点で完結度が高いとの意見が挙げられた。理由としては、経験豊富なケアマネジャーは申請書記載の留意点や申請時に必要な添付資料の知識を有しており、市町村等が申請の都度確認、調整する事項が少ないためである。なお、該当手続としては、「①要介護・要支援認定申請」の内、更新・区分変更の場合と「②居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出」が挙げられた。

一方、オンラインにおける手続の完結度が低い手続として、添付書類の種類が多い「⑥介護保険負担限度額認定申請」「⑦居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」「⑧居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」が挙げられた。理由として、⑥では通帳等の預貯金を確認できる書類や金融機関への資産調査の同意書等、⑦では購入した福祉用具の領収書やパンフレット・カタログ等、⑧では住宅改修の見積書や設計図面、改修前の状態が確認できる写真等の添付が必要になるためである。

意見が分かれた手続は、「①要介護・要支援認定申請（新規）」である。窓口で本人の身体・認知状態の聞き取りや認定調査の立会人・日程の調整を実施している市町村等では対面の必要性が指摘され、オンラインで手続を完結することは難しいという意見が挙げられた。一方、認定申請の受付と受付後の対応を別の職員が担当している市町村等では、認定申請の受付窓口では聞き取り・調整を実施しておらず、オンラインで手続を完結できるという意見が挙げられた。

2.5. 手続のオンライン化に対する期待

オンライン化により申請者側が期待する効果としては、窓口訪問・郵送の負担軽減や、閉庁日・閉庁時間帯に申請できることによる利便性向上と申請書の紛失リスク軽減が挙げられた。

窓口訪問・郵送の負担軽減としては、窓口訪問のための移動時間や交通費を削減でき、申請書の送料を削減できる。また、申請先の市町村等の閉庁日・閉庁時間帯でもオンライン申請が可能になれば、時間を気にせず申請できて利便性が高まるとともに、開庁までの申請書の一時保管が不要となって紛失リスクの軽減につながる。

申請側の期待効果を高める方策として、オンライン申請に不慣れな高齢の本人・家族が直感的に操作できる申請画面の整備や、外出が多いケアマネジャーが外出先でもスマートフォン・タブレット等で申請できる申請システム環境の提供が必要であるという意見が挙げられた。高齢の本人・家族の中には、オンライン申請に不慣れな上に、介護保険の手続にも不慣れな人が多い。したがって、申請画面上の入力項目が直感的に分かることや、分かりやすい注意書きを用意する必要がある。また、ケアマネジャーが代行申請する場合には、本人・家族と一緒に申請内容を入力したいため、本人の自宅等の外出先で入力・申請できることが求められた。

一方、受付者（市町村等）側が期待する効果としては、オンライン申請データを市町村等の基幹システム（介護保険事務処理システム等）に連携させることにより、職員が基幹システムに申請データを入力する負担の軽減がある。申請データが市町村等に連携されると、基幹システムに申請データを手入力せずに直接反映することが技術的に可能となる。オンライン申請の内容を紙に印刷して基幹システムに手入力すると、入力ミスが発生する可能性があるため、セキュリティを確保しながら申請内容を容易に連携できる機能の実現が期待された。

2.6. 手続のオンライン化にあたっての課題

手続のオンライン化を進めるにあたって生じる課題として、以下の項目が挙げられた。

① 記名押印によらない申請者本人の確認のあり方

現状、申請書の記名押印により申請者本人による申請であることを確認している事務運用について、オンライン申請で記名押印が実施できないことを鑑み、手続ごと（申請書ごと）に記名押印の必要性を市町村等で整理の上、記名押印が必要な場合には代替手段を検討する必要がある。

② 同意・委任に係る確認のあり方

現状、自筆した同意書・委任状の原本を申請書に添付しているが、オンライン申請時に同意書・委任状をPDF・画像で添付した場合、紙の原本自体は確認できないため、申請時における紙の原本提出の必要性を整理の上、意思確認の手段を検討する必要がある。

③ 被保険者証等の回収・交付のあり方

現状、汚損した被保険者証や負担割合証を添付して申請し、それらと交換する形で新しい被保険者証、負担割合証を交付している。また、要介護・要支援認定申請時に添付した被保険者証の代わりに資格者証を交付している。

オンライン申請になると直接証を回収できないため、法令に基づき、その手段を検討する必要がある。

④ 代行申請時の市町村等からの受領通知の内容・方法のあり方

現状、市町村等にて、事業者からの申請書提出時に申請書のコピーを用意し、そこに受領印を押印して事業者に控えとして渡す運用や、受領証を事業者に渡す運用をしているケースがある。特に、申請対象となる被保険者を複数受け持つ事業者（ケアマネジャー）は、「誰の申請がいつ受領されたか」という申請状況を適切に管理するために、市町村等から受け取る受領確認書類を必要としており、オンライン化にあたり、申請受領控えとなる内容・手段を検討する必要がある。

2.7. 手続のオンライン化にあたっての課題解決策（案）

2.6章で挙げた課題について、その解決策（案）を検討する。オンライン化に向けた課題解決の検討は、紙による申請・届出の受付時に実施できていることのうち、オンライン化によって対応できなくなる要件を、どのような代替手段があるか検討することである。紙ベースで実現できていたことの意義を整理の上、オンライン化後における実現の可否を検討する。実現要の場合にはその代替手段等を検討し、実現不要の場合はオンライン化に伴う廃止等を検討する。

なお、3章に後述する事務運用案において、ここに示す課題解決策(案)を参考に、平成31年度からマイナポータルのサービス検索・電子申請機能（びったりサービス）等を活用した手続のオンライン化の事務運用案を示している。

2.7.1. 記名押印によらない申請者本人の確認のあり方

現状、申請や届出の意思を示すため、本人や代行申請の事業者等に申請書や届出書への記名押印を求めているが、オンライン申請では記名押印をすることができない。検討にあたって、法令における記名押印の規定有無、市町村等が定める様式における記名押印の有無をそれぞれ表2-7-1のとおり整理した。

表 2-7-1 手続ごとの記名押印の法令上の規定と様式の現状

手続	法令で 記名押印を 求める人	様式として 記名押印を 求める人*1	根拠条文 (⑨以外、 施行規則)
① 要介護・要支援認定申請	代行申請の 事業者	代行申請の 事業者	35、40、42、 49、54、55の2
② 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	—	本人	77、95の2
③ 負担割合証の再交付申請	—	申請者	28の2
④ 被保険者証の再交付申請	—	申請者	27
⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請	—	申請者	83の4、97の2
⑥ 介護保険負担限度額認定申請	—	本人	83の6、97の4
⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	—	申請者	71、90
⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	—	申請者	75、94
⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請	—	—	(介護保険法)36

*1 今回調査した市町村等で確認できた内容に基づいて記載

法令で記名押印を求めているのは、「①要介護・要支援認定申請」における代行申請の事業者（提出代行者）のみである。その他、市町村等が定める様式において、本人又は申請者の記名押印を求めている手続がある。なお、事業者以外の申請者は、申請書や届出書を市町村等へ本人に代わり提出(持参等)する申請代行者（使者）と、申請代理人（委任を受けて、申請手続を行う者）の2種類に分類され、記名押印や必要書類を市町村等にて手続ごとに定めている。

解決策として、法令で求めているものについては、記名押印を電子署名で代替する運用を今後検討できると考えられる。電子署名は、電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号））で定められているとおり、記名押印と同等に扱うことができる。代行申請の事業者は電子署名を利用する上で必要な電子証明書を格納する IC カードや電子証明書を読み取るカードリーダーを準備する必要がある。これらの準備に要する費用は事業者にとって新たな負担となる。市町村等より、準備費用を補助するなどの支援策を設けることで、オンライン申請の利用が増えると考えられる。

一方、法令での規定がなく、国から示された参考様式を引用し、市町村等で独自に定めているものについては、記名押印を不要とする様式を市町村等の規則改正で実現する解決策が考えられる（図 2-7-1）。

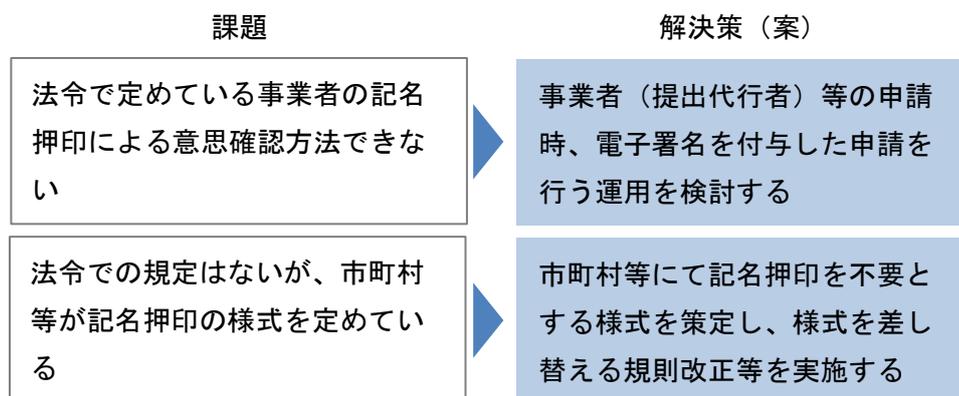


図 2-7-1 記名押印による意思確認に係る課題と解決策（案）

2.7.2. 同意・委任に係る確認のあり方

本事業で調査した市町村等では、同意・委任に係る意思は自筆した同意書・委任状の原本の提出で確認しているが、オンライン申請では原本を提出できない。同意書・委任状が求められている手続を整理すると、表 2-7-2 のとおりである。

表 2-7-2 同意書・委任状が必要な手続

手続	同意書	委任状
① 要介護・要支援認定申請	必要*1	—
② 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	—	—
③ 負担割合証の再交付申請	—	代理の場合、必要
④ 被保険者証の再交付申請	—	代理の場合、必要
⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請	—	口座名義人が被保険者でない場合、必要
⑥ 介護保険負担限度額認定申請	必要*2	—
⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	—	口座名義人が被保険者でない場合、必要
⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	—	口座名義人が被保険者でない場合、必要
⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請	—	—

*1 主治医意見書や認定調査の内容をケアマネジャー等と共有することに対する同意

*2 金融機関等への資産調査に対する同意

同意の意思表示として、申請書の署名欄への署名や署名した同意書の添付を求めている。また、委任の意思表示として、署名した委任状の添付を求めている。

解決策としては、オンライン申請では自署した同意書・委任状を PDF・画像として添付する運用であっても同意・委任の意思確認手段として有効とする指針等が必要であると考えられる（図 2-7-2）。

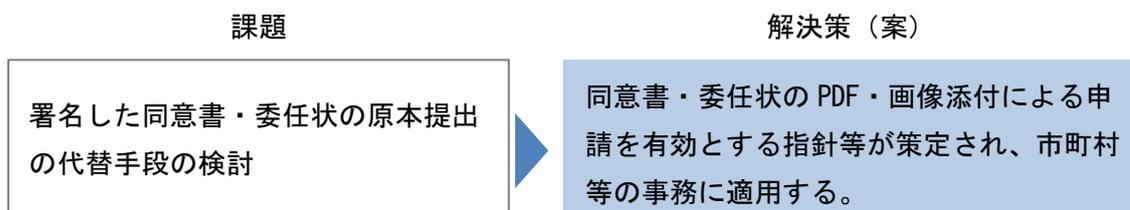


図 2-7-2 同意・委任の意思確認に係る課題と解決策（案）

2.7.3. 被保険者証等の回収・交付のあり方

現状、古い被保険者証や負担割合証を回収した上で新しい証を交付しているが、オンライン申請では窓口での回収・交付ができない。古い被保険者証や負担割合証の添付を求めている手続を整理すると、表 2-7-3 のとおりである。

表 2-7-3 被保険者証等の回収・資格者証等の交付の現状

手続	添付・回収する証明書	交付する証明書
① 要介護・要支援認定申請	被保険者証*1	資格者証
② 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	被保険者証	被保険者証
③ 負担割合証の再交付申請	負担割合証*2	負担割合証
④ 被保険者証の再交付申請	被保険者証*2	被保険者証
⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請	—	—
⑥ 介護保険負担限度額認定申請	—	—
⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	—	—
⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	—	—
⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請	—	資格者証 又は 被保険者証

*1 被保険者証未交付の第2号被保険者は不要

*2 紛失時は不要

回収と併せて交付する証がある手続は、「①要介護・要支援認定申請」「②居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出」「③負担割合証の再交付申請」「④被保険者証の再交付申請」であり、法令において回収が求められている。

解決策として、回収については申請者が市町村等に郵送することが考えられる。さらに申請者の利便性を高める方法として、本人が適切に廃棄する考えのもと、被保険者証等の添付を求めなくてもよいように法令を改正する案も考えられる。

また、交付については、本人宛郵送が原則で第三者経由の手渡しは望ましくない。したがって、本人に郵送することが考えられる（図 2-7-3）。

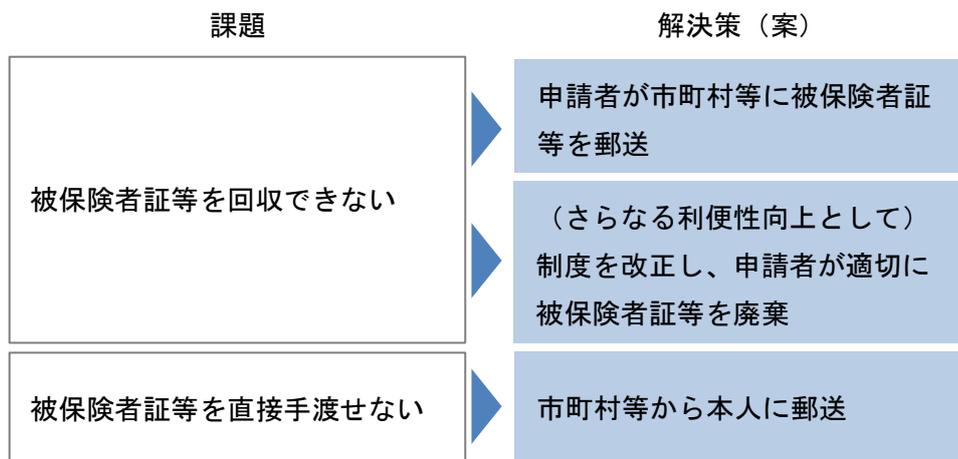


図 2-7-3 被保険者証等の回収・交付に係る課題と解決策（案）

2.7.4. 代行申請時の市町村等からの受領通知の内容・方法のあり方

現状、代行申請するケアマネジャーの多くは申請の状況を管理するために市町村等から申請書のコピーへの受領印や受領証を受け取る運用をしているが、オンライン申請では受け取ることができない。

解決策として、図 2-7-5 のとおり申請に用いる「ぴったりサービス」においてダウンロード可能な申請書の控えを代行申請するケアマネジャーが保管することが考えられる（図 2-7-4）。

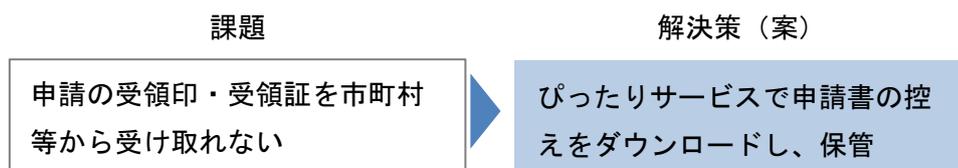
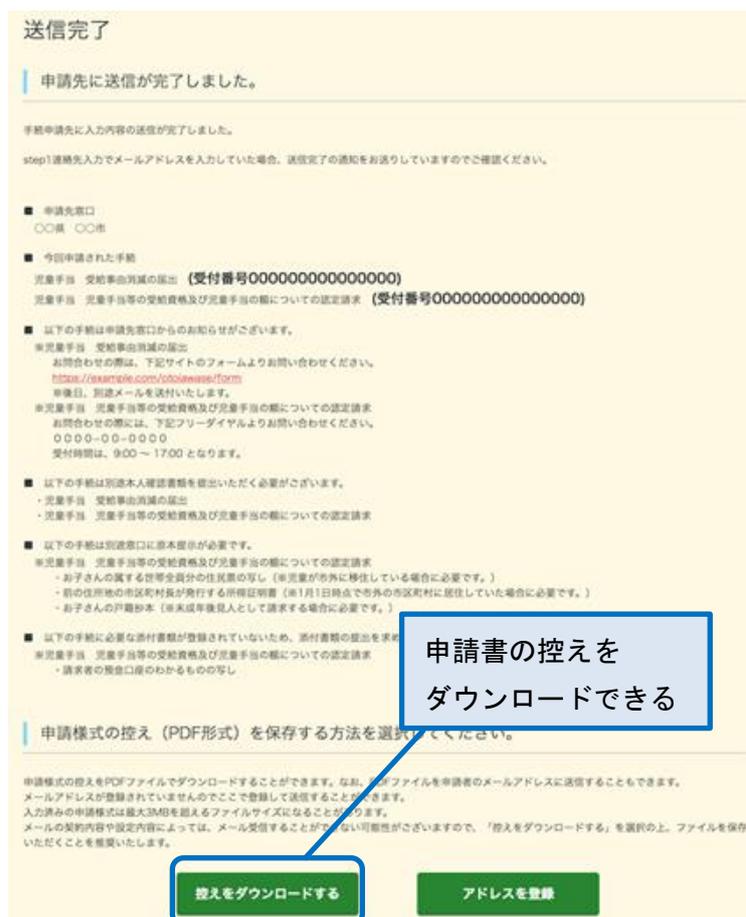


図 2-7-4 代行申請時の受領通知に係る課題と解決策（案）



出典元：内閣府「ぴったりサービス国民向けウェブマニュアル」

図 2-7-5 ぴったりサービスにおける申請完了画面のイメージ

2.8. 今後の検討課題について

本事業にて市町村等に介護保険の手続のオンライン化に関するヒアリングやアンケート調査を行った回答の中から、平成31年度の手続のオンライン化運用開始以降も継続して検討した方が良い事案を抽出した。

抽出した回答は、「法令等改正を伴う事案」「各市町村等が関連システムを共通仕様で開発する必要があると想定される事案」の2点に分類される。以下に、それぞれの検討課題を示す。

2.8.1. 法令等改正の検討について

介護保険の手続のオンライン化に関するヒアリングやアンケート調査の結果、平成31年度の手続のオンライン化運用開始以降も継続して検討した方が良い事案として、以下の回答があった。以下に関しては、今後も継続して検討が必要であると考えられる。

①破損・汚損による再交付申請には、被保険者証や負担割合証を添付しなければならない。また、要介護認定申請時等、申請時に被保険者証を添付しなければならない事務もある。

オンライン申請時は画像添付のみで、原本の郵送が不要となることが望ましい。

②代理申請に際して代理権の確認書類が、オンライン化が普及する妨げになると考える。被保険者証等、本人しか持ち得ないとされる書類が画像で添付されていれば、代理権の確認書類を不要とする統一見解を示すことができないか。

③代理申請のオンライン化にあたり、ケアマネジャー等への情報提供に対する本人の同意署名を不要と整理した場合、手続のオンライン化で本人の同意がある旨を証明する手続上の工夫が必要である。また、申請時には本人の同意はなかったが、情報提供時には同意が得られる場合もあるため、運用方法を工夫する必要がある。

④負担限度額認定申請書における金融機関照会への同意欄（署名及び押印が必要）の扱いを見直す必要がある。

（オンライン申請時にマイナンバーカードによる署名が行われていれば、署名及び押印不要で、金融機関へ照会可能となる手続方法が望まれていると解釈される）

2.8.2. 関連システムの検討について

各市町村等が関連システムを共通仕様で開発する必要があると想定される事案として、各回答から、以下のような仮説を立てることができる。

- ①負担限度額認定申請書における金融機関照会への同意欄（署名及び押印が必要）の影響で、代理申請が敬遠され、本人家族による窓口申請が大半となっている実態があると回答を得た。

将来、代理申請を含めたオンライン申請時にマイナンバーカードの署名を申請に添付することで、金融機関照会への同意が成立した上で、市町村等から金融機関に対して、オンライン接続にて預貯金等の資産確認ができるシステムが構築できれば、申請者並びに市町村等職員の負荷が軽減できると想定できる。

- ②死亡に伴う資格喪失届や住所地特例適用届等のその他の申請についてもオンライン化の対象としたい。また、事業者による申請書類（介護認定に係る個人情報提供申出書、過誤申立依頼書、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認依頼、認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用の届出等）についてもオンライン化の対象としたいとの回答を得た。

オンライン申請を受け付けるシステム（市町村等の基幹システム含む）については、オンライン申請の対応可能となる申請種類を容易に増減できる柔軟なシステム機能が求められていると想定できる。

- ③市町村等によっては、介護保険担当部署の職員が USB メモリを利用できないセキュリティポリシーが制定されている団体があり、内閣府が運営するマイナポータルサービスの検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から、当該団体が用意する中継サーバへ、オンライン申請データを自動的に転送（又は取得）できるシステムにより、基幹システム（介護保険事務処理システム等）へのデータ反映を容易にしたいという回答を得た。

国民からのオンライン申請を受付するシステムと市町村等の基幹システム間で、セキュリティを保ちながら容易に連携できるシステム機能が求められていると想定できる。

- ④オンライン申請時、同意書等を PDF ファイルや画像ファイルとして添付し、市町村等の基幹システム（介護保険事務処理システム等）に取り込んで保管・参照できるようにする場合、大規模なシステム改修等が必要となる懸念があるという回答を得た。

総務省が平成 26 年 3 月に公表した「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」の指針 6 に記載の「中間標準レイアウト」にオンライン申請に添付される資料のフォーマットや管理方法を追記することで、介護保険事務処理システム等を開発しているベンダーで仕様が統一され、システム改修やデータ移行の経費を軽減できると想定できる。

⑤ 手続だけではなく、市町村等の事務処理内の主治医意見書や認定調査の依頼や結果回収もオンライン化されると、郵送コストや時間が削減でき、要介護認定申請受付後 30 日以内に認定結果を通知する法定期限をより遵守しやすくなるという回答を得た。

市町村等によっては、類似の独自システムを開発・導入していると想定されるが、全国共通で上記の事務処理を支援できるオンライン化が実現できれば要介護認定事務に関わる関係者の負荷が軽減され、要介護等認定結果の通知日の早期化ができ被保険者やケアマネジャーもメリットを享受できると想定できる。

⑥ 手続だけではなく、要介護等認定結果通知も（申請時の希望等により）オンラインで本人へ送信されることになれば、郵送の誤送付が防止され、個人情報保護の観点からも良いと考えられるという回答を得た。

処分通知については、法令・条例・規則等を幅広く見直す必要があるものの、申請手続だけではなく、申請の結果通知についても、オンライン化（パスワード保護した PDF をメール配信する等）することで、手続に関わる申請者及び市町村等職員の負荷が軽減されると想定できる。

上記、関連システムの想定される代表的な機能を含めたイメージを図 2-8-1 に示す。

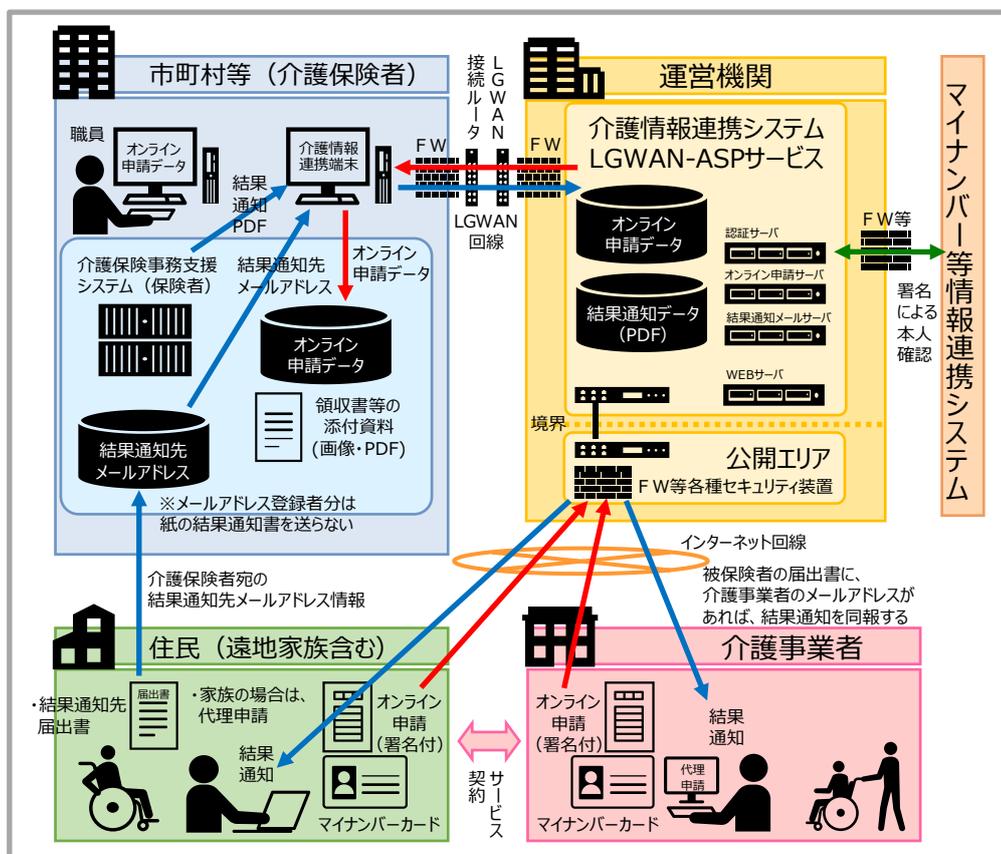


図 2-8-1 オンライン申請及び処分通知機能を一体化したシステムイメージ

3. 市町村等に係る事務運用案等の検討

「介護ワンストップサービス実現に向けた方策取りまとめ」では、平成 31 年 3 月より可能な手続から順次、介護ワンストップサービスが開始される予定となっている。

そのため、本事業開始時において、オンライン化の実現に向けて厚生労働省より平成 30 年 12 月発出の事務運用指針等の検討に際し、本事業内で市町村等に係る事務運用案等の検討を併せて行った。

3.1. 市町村等に係る事務運用のあり方検討

上記事務運用案の検討にあたり、手続のオンライン化によって課題となる点を整理し、対応方法を事務運用にどのように反映すれば良いかを検討した。

最初に整理した点は、記名押印及び申請時の証添付の必要性である。

表 3-1-1 に根拠となる法令に基づいた法令上の扱いを整理した一覧を示す。

表 3-1-1 手続ごとの記名押印の法令上の規定と証添付の整理

手続	法令で 記名押印を 求める人	申請時の 証の添付	根拠条文 (⑨以外、 施行規則)
① 要介護・要支援認定申請	代行申請の 事業者	要(被保険者 証未交付の 2号は不要)	35、40、42、 49、54、55の2
② 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	—	要(被保険者 証)	77、95の2
③ 負担割合証の再交付申請	—	要(紛失時 不要)	28の2
④ 被保険者証の再交付申請	—	要(紛失時 不要)	27
⑤ 高額介護(予防)サービス費の支給申請	—	—	83の4、97の2
⑥ 介護保険負担限度額認定申請	—	—	83の6、97の4
⑦ 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の 支給申請	—	—	71、90
⑧ 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給 申請	—	—	75、94
⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請	—	—	(介護保険法)36

法令にて押印を求めている手続は、「①要介護・要支援認定申請」時に、指定居宅介護支援事業者等が代理申請を行う場合に指定居宅介護支援事業者等の記名押印を必須としているのみである。

したがって、今回対象としている手続のオンライン化に伴い、指定居宅介護支援事業者等が代理申請を行う申請以外は、市町村等の判断にて、申請書原本（押印済）の受理を省略しても問題ないことが法令上整理できた。

また、指定居宅介護支援事業者等が代理申請を行う場合についても、当該手続のオンライン実施時、電子証明書をオンライン申請に添付することで、指定居宅介護支援事業者等が代理申請を行っていることを証明できることから、同様に、オンライン申請が可能であると整理できる。

なお、証（被保険者証又は負担割合証）の添付が必要な手続については、郵送等の手段を用いて、市町村等へ提出する必要があると整理した。今後の法改正にて、当該証の添付が不要となる法令となった場合には、事務運用を再度見直しすることになる。

次に、当該手続のオンライン実施時、本人及び代理人に関する申請者等確認の実施手段を検討した。

本人の申請情報の確認点は、「番号確認」と「身元確認」となる。

申請書様式に入力されたマイナンバーの「番号確認」は、市町村等において、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク）への確認や、市町村等保有の住民基本台帳の確認等によって可能である。

また、本人（申請者）としての「身元確認」は、本人のマイナンバーカードを利用した電子署名により確認が可能である。

代理人の申請情報の確認点は、「番号確認」、「身元確認」及び「代理権の確認」の3点である。

申請書様式に入力されたマイナンバーの「番号確認」は、市町村等において、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク）への確認や、市町村等保有の住民基本台帳の確認等によって可能である。

また、代理人（申請者）としての「身元確認」は、代理人のマイナンバーカードを利用した電子署名により確認が可能である。

一般的に「代理権の確認」は、法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人の場合は委任状によって行われる。これらが困難な場合は、本人の介護保険被保険者証など官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の市町村等が適当と認める書類の添付で確認している。当該手続のオンライン実施時は、それら書類をスキャンしたPDFや画像を、添付ファイルとして申請時に添付することで、書類を郵送する負担を軽減することができる。

次に、当該手続のオンライン実施時、申請時に必要な書類の添付手段を検討した。電子帳簿保存法や e-文書法にて国税関係帳簿書類の電子保存を規定しており、IT (Information Technology) の進歩により、帳票の電子化が推進されている。

当該手続における必要な添付書類についても、書類をスキャンした PDF や撮影した画像にて内容を十分に確認できるものであれば、それを申請に添付することで、受付可能であると整理できる。

ただし、市町村等の判断にて、原本の提出を求めることは可能とし、原本の提出が必要な場合は、提出期限を申請者に予め明示することが必要であると考えられる。

最後に、当該手続のオンライン実施時、電子申請における申請受付日の取扱いを検討した。

介護保険制度の場合、申請日からサービス対象となるなど、申請日が重要な日付となっているため、介護事業者へのヒアリング時には、土日・祝日であっても、月の初日に有効となる申請を実施できれば、手続のオンライン化のメリットが出てくる意見が挙げられた。

このことから、当該手続のオンライン実施時は、申請者がオンライン申請を行い、市町村等が当該申請データを閲覧できる状態となった時点を受付日とすることが妥当であると整理できる。

以上から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号) では、個人番号を利用する事務において、本人等から個人番号の提供を受けるときは、番号確認及び身元確認等を行わなければならないこととされていることから、介護ワンストップサービスにおける申請時に、マイナンバーカードを保有する個人(代理人(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 35 条第 4 項等に基づき、指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが被保険者に代わって申請を行う場合)を含む)が電子証明を付与した申請を登録することで、市町村等の窓口に出向くことなく、自宅や事業所内から介護保険に係る当該手続を実施できることになる。

3.2. サービス検索登録内容のあり方検討

内閣府が運営するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）において、平成31年1月下旬から「申請や届出手続の検索・比較」に手続きごとに必要な情報をシステム上で登録することが可能となる。

準備期間の短い中で、スムーズに、より多くの市町村等がサービス検索の登録ができるよう、検討方針を以下のとおりとした。また、市町村等にて記載内容の検討・登録の参考となるひな形を提供すべく、ひな形を整理した。

- ・既にサービスとして提供・運用されている、子育てワンストップサービスのサービス検索に登録されている内容を参考にし、必要な記載項目の洗い出しを実施。
- ・記載項目の洗い出し後、複数の市町村等のホームページ記載例を参考とし、記載項目の内容を検討。
- ・利用者に端的に伝わる情報量とし、詳細は市町村等のホームページ等へリンクを張り誘導する。
- ・市町村等のホームページに既に申請に係る説明があることから、二重管理とならないよう情報量が多い説明や、詳細を解説するものは極力市町村等のホームページへリンクを張ることとする。

サービス検索登録内容のあり方を検討し、9つの手続について、ひな形案を検討・作成し、最終的に別添資料の「資料3.2 サービス検索登録内容のひな形」となった。

市町村等によって、ホームページ上には細かい説明は記載せず、申請書にて説明書きをしている等、簡素化している場合も多く見受けられたことから、最終的にどの程度の情報量をサービス検索に登録するかは、市町村等ごとの判断となる。

今後の検討事項は、介護ワンストップサービスのオンライン申請に係る申請様式について、市町村等独自の取組みは別紙として添付する等、将来的に共通項目の統一化を行うことである。より効率的かつ質の高い行政サービスの実現に向け、市町村等で異なる様式や運用の標準化や共同化に向けた取組みをより一層推進することが望まれる。

別添資料

資料1 ヒアリング調査項目シート

資料 1.1 市町村等向け

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

団体名： _____

ヒアリング対象手続き： 手続オンライン化の全般意見

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1	<p>オンライン化の優先度を設定するうえで、どのようなことを考慮すべきか、ご意見ください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜効果を高めるために考慮する事項＞ <ul style="list-style-type: none"> ・申請件数が多いこと ＜実現性を高めるために考慮する事項＞ <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類時の代替手段があること ・対面でのやりとりの必要がないこと 等 	<p>オンライン化の優先度設定の基準を検討するため。</p> <p>＜調査研究上の仮説＞ 「申請件数が多い」「添付書類の省略が容易（代替手段が存在する等）」、「対面での相談等が不要」の手續きを優先的にオンライン化する。</p>	
2	<p>上記 1. を踏まえ、オンライン化による効果が高い手續き、実現性が高い手續き及び課題が残る手續きを、付番号で回答お願いします。また、その理由もご意見ください。</p> <p>※平成 30 年 3 月 30 日 内閣官房 IT 総合戦略室・厚生労働省 老健局「介護保険に係る申請手續のオンライン化（介護ワンストップサービス）実現に向けた方策の取りまとめ」（別紙）より</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更） ② 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 ③ 負担割合証の再交付申請 ④ 被保険者証の再交付申請 ⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請 ⑥ 介護保険負担限度額認定申請 ⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購買費の支給申請 ⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請 ⑨ 住所移動後の要介護・要支援認定申請 	<p>オンライン化の優先度設定の基準に沿った、優先度高となる手續きを検討するため。</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手續きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1	別紙「現状」要介護・要支援認定申請（新規）の業務の流れと、真自治体の業務の流れについて、違いがあれば、箇条書きで回答お願いします。 (例) 申請受付時に被保険者証を回収し、代わりに介護保険資格者証を交付する	「要介護・要支援認定申請（新規）」における現状（処理の流れ）を把握するため。	
2	別紙「現状」要介護・要支援認定申請（新規）の申請書作成に関して、申請側（本人・家族、ケアマネジャー等）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、申請者ごとに、その部分を教えてください。 (例) ①申請受付時に、認定調査の日時調整等を行う。 ②「本人・家族」による窓口申請時、マイナンバーの把握や通知カードの説明を理解しなければならず、再度自宅に帰ってから通知カードを探して、再度来庁する。	「要介護・要支援認定申請（新規）」における現状の課題（申請側）を把握するため。	
3	別紙「現状」要介護・要支援認定申請（新規）の申請書作成に関して、受付側（自治体）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、その部分を教えてください。 (例) ①マイナンバー未記載の場合、住記システム又は住基ネットにて調べて記載する必要がある。 ②マイナンバー記載済の場合、番号確認＋身元確認が必要である。（番号利用法に沿って必要となる対応）	「要介護・要支援認定申請（新規）」における現状の課題（受付側）を把握するため。	

介護分野におけるマイナビへの活用及び介護保険のオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
4	<p>「本人又は家族による申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」の件数は、申請区分ごとに、おおよそ、どのような割合になっていますか。割合を教えてください</p> <p>※件数の期間は、1ヶ月、1年など、貴自治体で確認しやすい期間で構いません。</p>	<p>「要介護・要支援認定申請（新規）」について、「本人又は家族による申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」のいずれのみオンライン化する仮説を検討するため。</p>	<p><新規申請> 「本人又は家族の申請」：割（約〇〇件） 「ケアマネ等の代行申請」：割（約〇〇件） <更新申請> 「本人又は家族の申請」：割（約〇〇件） 「ケアマネ等の代行申請」：割（約〇〇件） <区分変更申請> 「本人又は家族の申請」：割（約〇〇件） 「ケアマネ等の代行申請」：割（約〇〇件） （集計期間の単位：〇〇）</p>
5	<p>上記において、どちらか一方の件数に偏っている場合、多いパターンのみを対象としてオンライン化しても問題ないと考えますか。もし、問題がある場合は、どのような問題が想定されますか。ご意見ください。</p>	<p>同上</p>	
6	<p>「要介護・要支援認定申請（新規）」をオンラインで受付けた場合、どのような課題が生じると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <p>①「要介護・要支援認定申請書」（紙）の受付を契機として開始する業務があるため、別の契機が必要となる。 ②申請書の空欄へのメモができなくなる。 ③ケアマネ等の代行申請時に必要な「押印」ができない。</p> <p><申請側の例></p> <p>①本人や家族は高齢の方が多く、手続きについて何も知らないことが多いため、オンラインで申請できない。 ②ケアマネジャーが複数の要介護者分をまとめて代行申請する場合に対応できない。（1人ずつオンライン申請するのは、現状よりも手間がかかると想定される）</p>	<p>「要介護・要支援認定申請（新規）」のオンライン化に向けた課題を洗い出し、それぞれに対する解決策を検討するため</p>	

ヒアリング対象手続き：①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
7	<p>前段の新規申請時の課題解決策として、どのようなものが考えられますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書様式（標準）に合わせて申請データを紙に出すツールを開発し、国が自治体に提供する。 ②オンライン申請データに「備考欄」を設け、窓口と同様に職員がメモ情報を把握できるようにする。 ③代行申請者の電子署名を付与してもらい、それを確認する。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①当面は、「本人・家族による申請」をオンライン化対象から除外しても構わない。 ②申請書様式（標準）に合わせて、複数人分の申請情報を一括して登録できるツールを開発し、国が介護事業者に提供する。 	同上	
8	<p>「要介護・要支援認定申請（新規）」をオンライン化した場合の業務の流れや規則関係について、見直しや追加が必要になることが想定されますか。</p> <p>あれば、何に対する見直しや追加が考えられるか、ご意見ください。</p> <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①ケアマネジャーによる不正アクセスは想定しづらいため、ケアマネジャーの厳格な認証は不要とする。但し、主治医などに対する情報提供の同意確認の信憑性を担保するための工夫が必要。申請書様式や規則改定。 ②押印省略を可能とする規則の改定。 	<p>「要介護・要支援認定申請（新規）」のオンライン化後の適切な業務の流れを検討するため</p> <p>同一申請に対して、申請様式を2種類自治体規則に入れる必要性や個人情報保護条例上の観点で検討すべき事項を洗い出すため</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
9	前段（#1～8）の通り、新規申請について質問させていただきましたが、同様にヒアリング項目（#1～8）について、更新申請と区分変更申請について、新規申請との差分や違いがありますか。あれば、ご意見ください。	新規申請と更新申請、区分変更申請時の違いがあるか検討するため	
10	<p>「要介護・要支援認定申請書（新規・更新・区分変更）」をオンラインで受付けた場合、どのような効果が想定されると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <p>①対面での身元確認業務が不要となる(オンライン申請時に認証済)</p> <p>②マイナンバーの記入漏れを防止できる(システムで必須チェックを行える場合)</p> <p>⇔但し、記入を「必須」にすると、マイナンバーが分からない被保険者が即時で申請不可となる</p> <p>③事務処理システムへのデータ引き継ぎができないと保険者側の効果は薄い（または業務量増加）。</p> <p><申請側の例></p> <p>④ケアマネジャーによっては、手書きを好む人がいるため事業者によって効果に差がでる。(代行申請可の場合)</p>	<p>「要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）」のオンライン化による効果を検討するため</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険のオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：②居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1	別紙「現状」居宅（介護予防）サービス計画作成依頼、情報提供依頼の業務の流れと、貴自治体の業務の流れについて、違いがあれば、箇条書きで回答お願いします。	「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出」における現状（処理の流れ）を把握するため。	
2	別紙「現状」居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出書、情報提供依頼書作成に関して、申請側（本人・家族、ケアマネジャー等）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、申請者ごとに、その部分を教えてください。 (例) ①「本人・家族」による窓口申請時、マイナンバーの把握や通知カードの説明を理解しなければならず、再度自宅に帰ってから通知カードを探して、再度来庁する。 ②認定結果の到着確認のために、ケアマネ、本人・家族とのやりとりが発生する。 ③居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼の届出は、本人・家族のみで対応することは難しく、ケアマネ等の支援が必要となることが多い。この場合、ケアマネ等は本人・家族に説明したうえで、同意書を取得している。	「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出」における現状の課題（申請側）を把握するため。	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：②居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
3	<p>別紙「現状」居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出書、情報提供依頼書作成に関して、受付側（自治体）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、その部分を教えてください。（例）</p> <p>①マイナンバー未記載の場合、住記システム又は住基ネットにて調べて記載する必要がある。</p> <p>②マイナンバー記載済の場合、番号確認＋身元確認が必要である。（番号利用法に沿って必要となる対応）</p>	<p>「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出」における現状の課題（受付側）を把握するため。</p>	
4	<p>「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出」、「情報提供依頼」をオンラインで受付けた場合、どのような課題が生じると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <p>①「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出書」、「情報提供依頼書」（紙）の受付を契機として開始する業務があるため、別の契機が必要となる。</p> <p>②申請書の空欄へのメモ（認定申請中に受け付けた場合の「認定後に入力」等）ができなくなる。</p> <p>③申請書の「押印」が確認できなくなる。</p> <p>④申請受付時に事業者名等印字「前」の被保険者証を回収することができない。</p> <p><申請側の例></p> <p>①ケアマネ等の支援を受けながら作成することが多いため、本人や家族はオンラインで申請できない。</p> <p>②ケアマネジャーが複数の要介護者分の居宅（介護予防）サービス計画作成依頼をまとめて代行申請する場合に対応できない。（1人ずつオンライン申請するのは、現状よりも手間がかかると想定される）</p> <p>③ケアマネ等の代行申請時には、本人・家族からの同意書の受付方法の検討が必要となる。</p>	<p>「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出」のオンライン化に向けた課題を洗い出し、それぞれに対する解決策を検討するため</p>	

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
5	<p>前段の作成依頼の届出時の課題解決策として、どのようなものが考えられますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書様式(標準)に合わせて申請データを紙に出力するツールを開発し、国が自治体に提供する。 ②オンライン申請データに「備考欄」を設け、窓口と同様に職員がメモ情報を把握できるようにする。 ③電子署名を付与してもらい、それを確認する。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①当面は、「本人・家族による申請」をオンライン化対象から除外しても構わない。 ②申請書様式(標準)に合わせて、複数人分の申請情報を一括して登録できるツールを開発し、国が介護事業者に提供する。 ③同意書 (PDF 化したもの) を添付することで処理できるようにする 	同上	
6	<p>「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出」、「情報提供依頼」をオンライン化した場合の業務の流れや規則関係について、見直しや追加が必要になることが想定されますか。</p> <p>あれば、何に対処する見直しや追加が考えられるか、ご意見ください。</p> <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①ケアマネジャーによる不正アクセスは想定しづらいため、ケアマネジャーの厳格な認証は不要とする。但し、主治医などに対する情報提供の同意確認の信憑性を担保するための工夫が必要。申請様式や規則改定。 ②自治体毎に異なる「情報提供依頼書の取扱い」について、制度で規定する。 ③押印省略を可能とする規則の改定。 	<p>「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出」のオンライン化後の適切な業務の流れを検討するため 同一申請に対して、申請様式を 2 種類 自治体規則に入れる必要性や個人情報 保護条例上の観点で検討すべき事項を 洗い出すため</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート
 ヒアリング対象手続き：②居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
7	前段（#1～6）の通り、作成依頼について質問させていただきましたが、同様にヒアリング項目（#1～6）について、変更依頼について、作成依頼との差分や違いがありますか。あれば、ご意見ください。	居宅（介護予防）サービス計画作成依頼と、同、変更依頼の違いがあるか検討するため	
8	「居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出」、「情報提供依頼」をオンラインで受付けた場合、どのような効果が想定されると想定されますか。ご意見ください。 <受付側の例> ①対面での身元確認業務が不要となる（オンライン申請時に認証済） ②マイナンバーの記入漏れを防止できる（システムで必須チェックを行える場合） ⇔但し、記入を「必須」にすると、マイナンバーが分からない被保険者が即時で申請不可となる ③事務処理システムへのデータ引継ぎができないと保険者側の効果は薄い（または業務量増加）。 <申請側の例> ①ケアマネジャーによっては、手書きを好む人がいるため事業者によって効果に差がでる。（代行申請可の場合）	「居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出」のオンライン化による効果を検討するため	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：③負担割合証の再交付申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1	別紙「現状」負担割合証の再交付申請の業務の流れと、 貴自治体の業務の流れについて、違いがあれば、箇条書 きで回答お願いします。	「負担割合証の再交付申請」における 現状（処理の流れ）を把握するため。	
2	別紙「現状」負担割合証の再交付申請書作成に関して、 申請側（本人・家族、ケアマネジャー等）で、時間や手 間を要する部分がありますか。 あれば、具体的に、申請者ごとに、その部分を教えてく ださい。 (例) 「本人・家族」による窓口申請時、マイナンバーの把握 や通知カードの説明を理解しなければならず、再度自宅 に帰ってから通知カードを探して、再度来庁する。	「負担割合証の再交付申請」における 現状の課題（申請側）を把握するため。	
3	別紙「現状」負担割合証の再交付申請書作成に関して、 受付側（自治体）で、時間や手間を要する部分がありま すか。 あれば、具体的に、その部分を教えてください。 (例) ・マイナンバー未記載の場合、住記システム又は住基ネ ットで調べて記載する必要がある。 ・マイナンバー記載済の場合、番号確認＋身元確認が必 要である。（番号利用法に沿って必要となる対応） ・電話で再交付の連絡を受けた場合には、申請書を郵送 する手間、費用がかかる。	「負担割合証の再交付申請」における 現状の課題（受付側）を把握するため。	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険のオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：③負担割合証の再交付申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
4	<p>「本人又は家族による申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」の件数は、申請区分ごとに、おおよそ、どのような割合になっていますか。割合を教えてください</p> <p>※件数の期間は、1ヶ月、1年など、貴自治体で確認しやすい期間で構いません。</p>	<p>「負担割合証の再交付申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」のいずれのみオンライン化する仮説を検討するため。</p>	<p>「本人又は家族の申請」： 割 (約 ___ 件)</p> <p>「ケアマネ等の代行申請」： 割 (約 ___ 件)</p> <p>(集計期間の単位： _____)</p>
5	<p>上記において、どちらか一方の件数に偏っている場合、多いパターンのみを対象としてオンライン化しても問題ないと考えますか。もし、問題がある場合は、どのような問題が想定されますか。ご意見ください。</p>	<p>同上</p>	
6	<p>「負担割合証の再交付申請」をオンラインで受付けた場合、どのような課題が生じると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <p>①「負担割合証の再交付申請書」(紙)の受付を契機として開始する業務があるため、別の契機が必要となる。</p> <p>②申請書の空欄へのメモができなくなる。</p> <p>③負担割合証を郵送する手間、コスト(郵送料)がかかる。</p> <p><申請側の例></p> <p>①ケアマネジャーが複数の要介護者の負担割合証の再交付申請をまとめて代行申請する場合には対応できない。(1人ずつオンライン申請するのは、現状より手間がかかると想定される)</p> <p>②破れた又は汚れた負担割合証(現物)を、自治体へ別途、郵送もしくは持参する必要がある。</p>	<p>「負担割合証の再交付申請」のオンライン化に向けた課題を洗い出し、それに対する解決策を検討するため</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：③負担割合証の再交付申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
7	<p>前段の再交付申請時の課題解決策として、どのようなものが考えられますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <p>①申請書様式(標準)に合わせて申請データを紙に出力するツールを開発し、国が自治体に提供する。</p> <p>②オンライン申請データに「備考欄」を設け、窓口と同様に職員がメモ情報を把握できるようにする。</p> <p><申請側の例></p> <p>①申請書様式(標準)に合わせて、複数人分の申請情報を一括して登録できるツールを開発し、国が介護事業者に提供する。</p>	同上	
8	<p>「負担割合証の再交付申請」をオンライン化した場合の業務の流れや規則関係について、見直しや追加が必要になることが想定されますか。</p> <p>あれば、何に対する見直しや追加が考えられるか、ご意見ください。</p> <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーによる不正アクセスは想定しづらいため、ケアマネジャーの厳格な認証は不要とする。 	「負担割合証の再交付申請」のオンライン化後の適切な業務の流れを検討するため	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：③負担割合証の再交付申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
9	<p>「負担割合証の再交付申請」をオンラインで受付けた場合、どのような効果が想定されると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面での身元確認業務が不要となる（オンライン申請時に認証済） ・マイナンバーの記入漏れを防止できる（システムで必須チェックを行える場合） <p>⇒但し、記入を「必須」にすると、マイナンバーが分からぬ被保険者が即時で申請不可となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理システムへのデータ引継ぎができたとしても、現行の業務量が少なく、保険者側の効果は薄い。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーによっては、手書きを好む人がいるため事業者によって効果に差がある。（代行申請可の場合） 	「負担割合証の再交付申請」のオンライン化による効果を検討するため	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：④被保険者証の再交付申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1	別紙「現状」被保険者証の再交付申請の業務の流れと、 自治体の業務の流れについて、違いがあれば、箇条書 きで回答お願いします。	「被保険者証の再交付申請」における 現状（処理の流れ）を把握するため。	
2	別紙「現状」被保険者証の再交付申請書作成に関して、 申請側（本人・家族、ケアマネジャー等）で、時間や手 間を要する部分がありますか。 あれば、 具体的に、申請者ごとに、その部分を教えてください。 (例) 「本人・家族」による窓口申請時、マイナンバーの把握 や通知カードの説明を理解しなければならず、再度自宅 に帰ってから通知カードを探して、再度来庁する。	「被保険者証の再交付申請」における 現状の課題（申請側）を把握するため。	
3	別紙「現状」被保険者証の再交付申請書作成に関して、 受付側（自治体）で、時間や手間を要する部分がありま すか。 あれば、具体的に、その部分を教えてください。 (例) ①マイナンバー未記載の場合、住記システム又は住基ネ ットで調べて記載する必要がある。 ②マイナンバー記載済の場合、番号確認＋身元確認が必 要である。（番号利用法に沿って必要となる対応） ③電話で再交付の連絡を受けた場合には、申請書を郵送 する手間、費用がかかる。	「被保険者証の再交付申請」における 現状の課題（受付側）を把握するため。	

介護分野におけるマイナビの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：④被保険者証の再交付申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
4	<p>「本人又は家族による申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」の件数は、申請区分ごとに、おおよそ、どのような割合になっていますか。割合を教えてください</p> <p>※件数の期間は、1ヶ月、1年など、貴自治体で確認しやすい期間で構いません。</p>	<p>「被保険者証の再交付申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」のいずれのみオンライン化する仮説を検討するため。</p>	<p>「本人又は家族の申請」： 割 (約 〇〇件) 「ケアマネ等の代行申請」： 割 (約 〇〇件) (集計期間の単位： 〇〇)</p>
5	<p>上記において、どちらか一方の件数に偏っている場合、多いパターンのみを対象としてオンライン化しても問題ないと考えますか。もし、問題がある場合は、どのような問題が想定されますか。ご意見ください。</p>	<p>同上</p>	
6	<p>「被保険者証の再交付申請」をオンラインで受付けた場合、どのような課題が生じると想定されますか。ご意見ください。</p> <p>＜受付側の例＞</p> <p>① 「被保険者証の再交付申請書」(紙)の受付を契機として開始する業務があるため、別の契機が必要となる。</p> <p>② 申請書の空欄へのメモができなくなる。</p> <p>③ 被保険者証を郵送する手間、コスト(郵送料)がかかる。</p> <p>＜申請側の例＞</p> <p>① ケアマネジャーが複数の要介護者の被保険者証の再交付申請をまとめて代行申請する場合には対応できない。(1人ずつオンライン申請するのは、現状より手間がかかると想定される)</p> <p>② 破れた又は汚れた被保険者証(現物)を、自治体へ別途、郵送もしくは持参する必要がある。</p>	<p>「被保険者証の再交付申請」のオンライン化に向けた課題を洗い出し、それそれに対する解決策を検討するため</p>	

介護分野におけるマイナビへの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：④被保険者証の再交付申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
7	<p>前段の再交付申請時の課題解決策として、どのようなものが考えられますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <p>①申請書様式(標準)に合わせて申請データを紙に出力するツールを開発し、国が自治体に提供する。</p> <p>②オンライン申請データに「備考欄」を設け、窓口と同様に職員がメモ情報を把握できるようにする。</p> <p><申請側の例></p> <p>①申請書様式(標準)に合わせて、複数人分の申請情報を一括して登録できるツールを開発し、国が介護事業者に提供する。</p>	同上	
8	<p>「被保険者証の再交付申請」をオンライン化した場合の業務の流れや規則関係について、見直しや追加が必要になることが想定されますか。</p> <p>あれば、何に対する見直しや追加が考えられるか、ご意見ください。</p> <p><申請側の例></p> <p>・ケアマネジャーによる不正アクセスは想定しづらいため、ケアマネジャーの厳格な認証は不要とする。</p>	「被保険者証の再交付申請」のオンライン化後の適切な業務の流れを検討するため	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：④被保険者証の再交付申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
9	<p>「被保険者証の再交付申請」をオンラインで受付けた場合、どのような効果が想定されると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面での身元確認業務が不要となる（オンライン申請時に認証済） ・マイナンバーの記入漏れを防止できる（システムで必須チェックを行える場合） <p>⇒但し、記入を「必須」にすると、マイナンバーが分からぬ被保険者が即時で申請不可となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理システムへのデータ引継ぎができたとしても、現行の業務量が少なく、保険者側の効果は薄い。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーによっては、手書きを好む人がいるため事業者によって効果に差がある。（代行申請可の場合） 	<p>「被保険者証の再交付申請」のオンライン化による効果を検討するため</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑤高額介護（予防）サービス費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1	別紙「現状」高額介護（予防）サービス費の支給申請の業務の流れと、貴自治体の業務の流れについて、違いがあれば、箇条書きで回答お願いします。	「高額介護（予防）サービス費の支給申請」における現状（処理の流れ）を把握するため。	
2	別紙「現状」高額介護（予防）サービス費の支給申請書作成に関して、申請側（本人・家族、ケアマネジャー等）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、申請者ごとに、その部分を教えてください。 (例) ・「本人・家族」による窓口申請時、マイナンバーの把握や通知カードの説明を理解しなければならず、再度自宅に帰ってから通知カードを探して、再度来庁する。 ・ケアマネジャーの代行申請時は、要領を得ているので問題ない。	「高額介護（予防）サービス費の支給申請」における現状の課題（申請側）を把握するため。	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑤高額介護（予防）サービス費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
3	別紙「現状」高額介護（予防）サービス費の支給申請書作成に関して、受付側（自治体）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、その部分を教えてください。 (例) ①マイナンバー未記載の場合、住記システム又は住基ネット調べて記載する必要がある。 ②マイナンバー記載済の場合、番号確認+身元確認が必要である。(番号利用法に沿って必要となる対応) ③申請書は、システムで自動的に出力されるため、受付側で、(内容点検は別として)申請書準備に手間はかかる。 ④申請受理時の口座情報確認、登録に時間を要する。	「高額介護（予防）サービス費の支給申請」における現状の課題（受付側）を把握するため。	
4	「本人又は家族による申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」の件数は、申請区分ごとに、おおよそ、どのような割合になっていますか。割合を教えてください。 ※件数の期間は、1ヶ月、1年など、貴自治体で確認しやすい期間で構いません。	「高額介護（予防）サービス費の支給申請」について、「本人又は家族による申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」のいずれのみオンライン化する仮説を検討するため。	「本人又は家族の申請」：割（約〇〇件） 「ケアマネ等の代行申請」：割（約〇〇件） (集計期間の単位：〇〇)
5	上記において、どちらか一方の件数に偏っている場合、多いパターンのみを対象としてオンライン化しても問題ないと考えますか。もし、問題がある場合は、どのような問題が想定されますか。ご意見ください。	同上	

介護分野におけるマイナビへの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑤高額介護（予防）サービス費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
6	<p>「高額介護（予防）サービス費の支給申請」をオンラインで受付けた場合、どのような課題が生じると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「高額介護（予防）サービス費の支給申請書」（紙）の受付を契機として開始する業務があるため、別の契機が必要となる。 ② 申請書の空欄へのメモができなくなる。 ③ 委任状の受付方法の検討が必要となる。 ④ 口座情報の記入誤り等が多くなり、申請者に照会する手間が増える。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人や家族は高齢の方が多く、手続きについて何も知らないことが多いため、オンラインで申請できない。 ② ケアマネジャーが複数の要介護者分の高額介護（予防）サービス費の支給申請をまとめて代行申請する場合同様にできない。(1人ずつオンライン申請するのは、現状よりも手間がかかる想定される) ③ 領収書（原本・コピー）を、自治体へ郵送もしくは持参して申請額を訂正するケースがx x件/年ある。 	<p>「高額介護（予防）サービス費の支給申請」のオンライン化に向けた課題を洗い出し、それぞれに対する解決策を検討するため</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑤高額介護（予防）サービス費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
7	<p>前段の申請時の課題解決策として、どのようなものが考えられますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書様式(標準)に合わせて申請データを紙に出力するツールを開発し、国が自治体に提供する。 ②オンライン申請データに「備考欄」を設け、窓口と同様に職員がメモ情報を把握できるようにする。 ③委任状(PDF化したもの)を添付することで処理できるようにする(制度改正等が必要)。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①当面は、「本人・家族による申請」をオンライン化対象から除外しても構わない。 ②申請書様式(標準)に合わせて、複数人分の申請情報を一括して登録できるツールを開発し、国が介護事業者に提供する。 ③オンライン申請時に、領収書(PDF化したもの)を添付することで処理できるようにする(制度改正や領収書の複製対策の検討等が必要) 	同上	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑤高額介護（予防）サービス費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
8	<p>「高額介護（予防）サービス費の支給申請」をオンライン化した場合の業務の流れや規則関係について、見直しや追加が必要になることが想定されますか。</p> <p>あれば、何に対する見直しや追加が考えられるか、ご意見ください。</p> <p><申請側の例></p> <p>①ケアマネジャーによる不正アクセスは想定しづらいため、ケアマネジャーの厳格な認証は不要とする。</p>	<p>「高額介護（予防）サービス費の支給申請」のオンライン化後の適切な業務の流れを検討するため</p>	
9	<p>「高額介護（予防）サービス費の支給申請」をオンラインで受付けた場合、どのような効果が想定されると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面での身元確認業務が不要となる（オンライン申請時に認証済） ・マイナンバーの記入漏れを防止できる（システムで必須チェックを行える場合） <p>⇒但し、記入を「必須」にすると、マイナンバーが分からない被保険者が即時で申請不可となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理システムへのデータ引継ぎができないと保険者側の効果は薄い（または業務量増加）。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーによっては、手書きを好む人がいるため事業者によって効果に差がでる。（代行申請可の場合） 	<p>「高額介護（予防）サービス費の支給申請」のオンライン化による効果を検討するため</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑥介護保険負担限度額認定申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1	別紙「現状」介護保険負担限度額認定申請の業務の流れと、自治体の業務の流れについて、違いがあれば、箇条書きで回答お願いします。	「介護保険負担限度額認定申請」における現状（処理の流れ）を把握するため。	
2	別紙「現状」介護保険負担限度額認定申請書作成に関して、申請側（本人・家族、ケアマネジャー等）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、申請者ごとに、その部分を教えてください。 (例) ①「本人・家族」による窓口申請時、マイナンバーの把握や通知カードの説明を理解しなければならず、再度自宅に帰ってから通知カードを探して、再度来庁する。 ②預貯金等に関する書類の添付が必要であり、ケアマネ等が代行申請をためらう／代行申請が少ない。 ③預貯金等に関する書類の要件が複雑で、必要な書類がなかなか揃わない	「介護保険負担限度額認定申請」における現状の課題（申請側）を把握するため。	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑥介護保険負担限度額認定申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
3	別紙「現状」介護保険負担限度額認定申請書作成に関して、受付側（自治体）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、その部分を教えてください。 (例) ①マイナンバー未記載の場合、住記システム又は住基ネットで調べて記載する必要がある。 ②マイナンバー記載済の場合、番号確認＋身元確認が必要である。(番号利用法に沿って必要となる対応) ③金融機関に対する預貯金等の調査依頼に手間がかか る。	「介護保険負担限度額認定申請」における現状の課題（受付側）を把握するため。	
4	「本人又は家族による申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」の件数は、申請区分ごとに、おおよそ、どの程度の割合になっていますか。割合を教えてください。 ※件数の期間は、1ヶ月、1年など、貴自治体で確認しやすい期間で構いません。	「介護保険負担限度額認定申請」について、「本人又は家族による申請」と「ケアマネジャー等による代行申請」のいずれのみオンライン化する仮説を検討するため。	「本人又は家族の申請」： 割 (約 ___ 件) 「ケアマネ等の代行申請」： 割 (約 ___ 件) (集計期間の単位： _____)
5	上記において、どちらか一方の件数に偏っている場合、多いパターンのみを対象としてオンライン化しても問題ないと考えますか。もし、問題がある場合は、どのような問題が想定されますか。ご意見ください。	同上	

介護分野におけるマイナビへの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑥介護保険負担限度額認定申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
6	<p>「介護保険負担限度額認定申請」をオンラインで受付けた場合、どのような課題が生じると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <p>①「介護保険負担限度額認定申請書」(紙)の受付を認機として開始する業務があるため、別の契機が必要となる。</p> <p>②申請書の空欄へのメモができなくなる。</p> <p>③「金融機関への調査を行うにあたっての同意書」の受付方法の検討が必要となる。</p> <p>④申請書の「押印」が確認できなくなる。</p> <p><申請側の例></p> <p>①本人や家族は手続きについて何も知らないことが多いため、オンラインで申請できない。</p> <p>②ケアマネジャーが複数の要介護者分の介護保険負担限度額認定申請をまとめて代行申請する場合に対応できない。(1人ずつオンライン申請するのは、現状よりも手間がかかると想定される)</p> <p>③預貯金等が確認できる書類を、自治体へ郵送もしくは持参する必要がある。</p>	<p>「介護保険負担限度額認定申請」のオンライン化に向けた課題を洗い出し、それぞれに対する解決策を検討するた</p> <p>め</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑥介護保険負担限度額認定申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
7	<p>前段の申請時の課題解決策として、どのようなものが考えられますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書様式(標準)に合わせて申請データを紙に出力するツールを開発し、国が自治体に提供する。 ②オンライン申請データに「備考欄」を設け、窓口と同様に職員がメモ情報を把握できるようにする。 ③申請書様式を変更し、調査へ同意する旨を確認する項目を追加する。あるいは、オンライン申請時に、同意書(PDF化したもの)の添付を可能とする。 ④電子署名を付与してもらい、それを確認する。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①当面は、「本人・家族による申請」をオンライン化対象から除外しても構わない。 ②申請書様式(標準)に合わせて、複数人分の申請情報を一括して登録できるツールを開発し、国が介護事業者に提供する。 ③オンライン申請時に、預貯金等を確認できる書類(PDF化したもの)を添付することで処理できるようにする(制度改正等が必要) 	同上	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑥介護保険負担限度額認定申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
8	<p>「介護保険負担限度額認定申請」をオンライン化した場合の業務の流れや規則関係について、見直しや追加が必要になることが想定されますか。</p> <p>あれば、何に対する見直しや追加が考えられるか、ご意見ください。</p> <p><申請側の例></p> <p>①ケアマネジャーによる不正アクセスは想定しづらいため、ケアマネジャーの厳格な認証は不要とする。</p> <p>②押印省略を可能とする規則の改定。</p>	<p>「介護保険負担限度額認定申請」のオンライン化後の適切な業務の流れを検討するため</p>	
9	<p>「介護保険負担限度額認定申請」をオンラインで受付けた場合、どのような効果が想定されると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面での身元確認業務が不要となる（オンライン申請時に認証済） ・マイナンバーの記入漏れを防止できる（システムで必須チェックを行える場合） <p>⇒但し、記入を「必須」にすると、マイナンバーが分からない被保険者が即時で申請不可となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理システムへのデータ引継ぎができないと保険者側の効果は薄い（または業務量増加）。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーによっては、手書きを好む人がいるため事業者によって効果に差がでる。（代行申請可の場合） 	<p>「介護保険負担限度額認定申請」のオンライン化による効果を検討するため</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート
 ヒアリング対象手続き：⑦居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1	別紙「現状」居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請の業務の流れと、貴自治体の業務の流れについて、違いがあれば、箇条書きで回答お願いします。	「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」における現状（処理の流れ）を把握するため。	
2	別紙「現状」居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請書作成に関して、申請側（本人・家族、販売業者等）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、申請者ごとに、その部分を教えてください。 (例) ①領収書（原本）や購入した福祉用具のパンフレット・カタログ、福祉用具サービス計画等の添付が必要で、それらの準備に手間がかかる。	「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」における現状の課題（申請側）を把握するため。	
3	別紙「現状」居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請書作成に関して、受付側（自治体）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、その部分を教えてください。 (例) ①提出される添付書類が多く、その管理に手間がかか ②支給限度額に到達していないか、認定申請中ではないか等を確認する必要がある。	「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」における現状の課題（受付側）を把握するため。	

介護分野におけるマイナビへの活用及び介護保険のオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑦居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
4	<p>「本人又は家族による申請」と「販売店業者等による代行申請」の件数は、申請区分ごとに、おおよそ、どのような割合になっていますか。割合を教えてください</p> <p>※件数の期間は、1ヶ月、1年など、貴自治体で確認しやすい期間で構いません。</p>	<p>「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」について、「本人又は家族による申請」と「販売店業者等による代行申請」のいずれのみオンライン化する仮説を検討するため。</p>	<p>「本人又は家族の申請」： 割（約 〇〇件）</p> <p>「販売店業者等の代行申請」： 割（約 〇〇件）</p> <p>（集計期間の単位： 〇〇）</p>
5	<p>上記において、どちらか一方の件数に偏っている場合、多いパターンのみを対象としてオンライン化しても問題ないと考えますか。もし、問題がある場合は、どのような問題が想定されますか。ご意見ください。</p>	同上	
6	<p>「償還払い」と「受領委任払い」の件数は、おおよそ、どのような割合になっていますか。割合を教えてください</p> <p>※件数の期間は、1ヶ月、1年など、貴自治体で確認しやすい期間で構いません。</p>	<p>「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」について、「償還払い」と「受領委任払い」のいずれのみオンライン化する仮説を検討するため。</p>	<p>「償還払い」： 割（約 〇〇件）</p> <p>「受領委任払い」： 割（約 〇〇件）</p> <p>（集計期間の単位： 〇〇）</p>
7	<p>上記において、どちらか一方の件数に偏っている場合、多いパターンのみを対象としてオンライン化しても問題ないと考えますか。もし、問題がある場合は、どのような問題が想定されますか。ご意見ください。</p>	同上	

ヒアリング対象手続き：⑦居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
8	<p>「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」をオンラインで受付けた場合、どのような課題が生じると想定されますか。ご意見ください。</p> <p>＜受付側の例＞</p> <p>①「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請書」（紙）の受付を契機として開始する業務があるため、別の契機が必要となる。</p> <p>②申請書の空欄へのメモができなくなる。</p> <p>③福祉用具販売専門相談員による記載内容（福祉用具が必要な理由）の適正性を担保する方法を検討する必要がある。</p> <p>④申請書の「押印」が確認できなくなる。</p> <p>＜申請側の例＞</p> <p>①本人や家族は手続きについて何も知らないことが多いため、オンラインで申請できない。</p> <p>②販売店業者が複数の要介護者分の居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請をまとめて代行申請する場合に対応できない。（1人ずつオンライン申請するのは、現状よりも手間がかかる想定される）</p> <p>③領収書（原本）や購入した福祉用具のパンフレット・カタログ、福祉用具サービス計画を、自治体へ郵送もしくは持参する必要がある。</p>	<p>「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」のオンライン化に向けた課題を洗い出し、それぞれに対する解決策を検討するため</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート
 ヒアリング対象手続き：⑦居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
9	<p>前段の申請時の課題解決策として、どのようなものが考えられますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書様式(標準)に合わせて申請データを紙に出力するツールを開発し、国が自治体に提供する。 ②オンライン申請データに「備考欄」を設け、窓口と同様に職員がメモ情報を把握できるようにする。 ③「福祉用具サービス計画」で確認することとし、申請書における「福祉用具が必要な理由」の記載を不要とする(制度改正が必要) ④電子署名を付与してもらい、それを確認する。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①当面は、「本人・家族による申請」をオンライン化対象から除外しても構わない。 ②申請書様式(標準)に合わせて、複数人分の申請情報を一括して登録できるツールを開発し、国が介護事業者に提供する。 ③オンライン申請時に、領収書(原本)や購入した福祉用具のハンフレット・カタログ、福祉用具サービス計画(PDF化したもの)を添付することで処理できるようにする(制度改正、領収書等の複製対策の検討等が必要) 	同上	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険のオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑦居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1 0	<p>「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」をオンライン化した場合の業務の流れや規則関係について、見直しや追加が必要になることが想定されますか。あれば、何に対する見直しや追加が考えられるか、ご意見ください。</p> <p><申請側の例></p> <p>①販売店業者による不正アクセスは想定しづらいため、販売店業者の厳格な認証は不要とする。</p> <p>②押印省略を可能とする規則の改定。</p>	<p>「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」のオンライン化後の適切な業務の流れを検討するため</p>	
1 1	<p>「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」をオンラインで受付けた場合、どのような効果が想定されると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理システムへのデータ引継ぎができないと保険者側の効果は薄い（または業務量増加）。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売店業者によっては、手書きを好む人がいるため事業者によって効果が差がでる。（代行申請可の場合） 	<p>「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」のオンライン化による効果を検討するため</p>	

介護分野におけるマイナビナーの活用及び介護保険のオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑥居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1	別紙「現状」居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請の業務の流れと、真自治体の業務の流れについて、違いがあれば、箇条書きで回答お願いします。	「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」における現状（処理の流れ）を把握するため。	
2	別紙「現状」居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請書作成に関して、申請側（本人・家族、改修事業者等）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、申請者ごとに、その部分を教えてください。 (例) ①住宅改修にあたっては、ケアマネや自治体に相談したうえで、事前手続きを行う必要がある。 ②理田書、見積書、平面図、改修前写真（事前）、領収書（原本）、改修前後写真（事後）等の添付が必要で、それらの準備に手間がかかる。	「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」における現状の課題（申請側）を把握するため。	
3	別紙「現状」居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請書作成に関して、受付側（自治体）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、その部分を教えてください。 (例) ①提出される添付書類が多く、その審査、管理に手間がかかる。 ②支給限度額に到達していないか、認定申請中ではないか等を確認する必要がある。	「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」における現状の課題（受付側）を把握するため。	

介護分野におけるマイナビナーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑥居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
4	<p>「本人又は家族による申請」と「改修業者等による代行申請」の件数は、申請区分ごとに、おおよそ、どのような割合になっていますか。割合を教えてください</p> <p>※件数の期間は、1ヶ月、1年など、貴自治体で確認しやすい期間で構いません。</p>	<p>「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」について、「本人又は家族による申請」と「改修業者等による代行申請」のいずれのみオンライン化する仮説を検討するため。</p>	<p>「本人又は家族の申請」： 割（約 〇〇件）</p> <p>「改修業者等の代行申請」： 割（約 〇〇件）</p> <p>（集計期間の単位： 〇〇）</p>
5	<p>上記において、どちらか一方の件数に偏っている場合、多いパターンのみを対象としてオンライン化しても問題ないと考えますか。もし、問題がある場合は、どのような問題が想定されますか。ご意見ください。</p>	同上	
6	<p>「償還払い」と「受領委任払い」の件数は、おおよそ、どのような割合になっていますか。割合を教えてください</p> <p>※件数の期間は、1ヶ月、1年など、貴自治体で確認しやすい期間で構いません。</p>	<p>「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」について、「償還払い」と「受領委任払い」のいずれのみオンライン化する仮説を検討するため。</p>	<p>「償還払い」： 割（約 〇〇件）</p> <p>「受領委任払い」： 割（約 〇〇件）</p> <p>（集計期間の単位： 〇〇）</p>
7	<p>上記において、どちらか一方の件数に偏っている場合、多いパターンのみを対象としてオンライン化しても問題ないと考えますか。もし、問題がある場合は、どのような問題が想定されますか。ご意見ください。</p>	同上	

ヒアリング対象手続き：⑥居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
8	<p>「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」をオンラインで受付けた場合、どのような課題が生じると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請書」（紙）の受付を契機として開始する業務があるため、別の契機が必要となる。 ② 申請書の空欄へのメモができなくなる。 ③ 申請書の「押印」が確認できなくなる。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅改修前に自治体に相談し、そのまま手続きするのが通常の流れであり、オンラインで事前申請することが想定されない。 ② 改修事業者が複数の要介護者分の居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請をまとめて代行申請する場合約に想定できない。（1人ずつオンライン申請するのは、現状よりも手間がかかると想定される） ③ 理由書、見積書、平面図、改修前写真（事前）、領収書（原本）、改修前後写真（事後）を、自治体へ郵送もしくは持参する必要がある。 	<p>「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」のオンライン化に向けた課題を洗い出し、それぞれに対する解決策を検討するため</p>	

ヒアリング対象手続き：⑥居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
9	<p>前段の申請時の課題解決策として、どのようなものが考えられますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書様式(標準)に合わせて申請データを紙に出力するツールを開発し、国が自治体に提供する。 ②オンライン申請データに「備考欄」を設け、窓口と同様に職員がメモ情報を把握できるようにする。 ④電子署名を付与してもらい、それを確認する。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①当面は、「本人・家族による申請」をオンライン化対象から除外しても構わない。 ②申請書様式(標準)に合わせて、複数人分の申請情報を一括して登録できるツールを開発し、国が介護事業者に提供する。 ③オンライン申請時に、理由書、見積書、平面図、改修前写真(事前)、領収書(原本)、改修前後写真(事後)(PDF化したもの)を添付することで処理できるようにする(制度改正、領収書等の複製対策の検討等が必要) 	同上	
10	<p>「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」をオンライン化した場合、事前申請及び改修完了後の手続きを改修事業者が実施する場合、どのようなことが課題になると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①住宅改修費の支給申請をまとめて代行申請する場合に対応できない。 ②改修事業者を適切に認証する仕組みがない。 ③申請内容について不明点等があった場合に、改修事業者と連絡が取るのに手間がかかる。 	「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」のオンライン化に際して「改修事業者による代理申請」を可能とすることの適否を検討するため	

介護分野におけるマイナビへの活用及び介護保険のオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑥居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1.1	<p>「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」をオンライン化した場合の業務の流れや規則関係について、見直しや追加が必要になることが想定されますか。</p> <p>あれば、何に対する見直しや追加が考えられるか、ご意見ください。</p> <p><申請側の例></p> <p>①改修事業者による不正アクセスは想定しづらいため、改修事業者の厳格な認証は不要とする。</p> <p>②押印省略を可能とする規則の改定。</p>	<p>「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」のオンライン化後の適切な業務の流れを検討するため</p>	
1.2	<p>「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」をオンラインで受付けた場合、どのような効果が想定されると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <p>①事務処理システムへのデータ引継ぎができないと保険者側の効果は薄い（または業務量増加）。</p> <p><申請側の例></p> <p>①改修事業者によっては、手書きを好む人がいるため事業者によって効果に差がでる。（代行申請可の場合）</p>	<p>「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請」のオンライン化による効果を検討するため</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険のオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑥住所移転後の要介護・要支援認定申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
1	別紙「現状」住所移転後の要介護・要支援認定申請の業務の流れと、貴自治体の業務の流れについて、違いがあれば、箇条書きで回答お願いします。	「住所移転後の要介護・要支援認定申請」における現状（処理の流れ）を把握するため。	
2	別紙「現状」住所移転後の要介護・要支援認定申請の申請書作成に関して、申請側（本人・家族）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、申請者ごとに、その部分を教えてください。 (例) ・「本人・家族」による窓口申請時、マイナンバーの把握や通知カードの説明を理解しなければならず、再度自宅に帰ってから通知カードを探して、再度来庁する。 ・転入手続きの窓口と、要介護・要支援認定申請の窓口が異なる建物の場合、転入手続きとは別に要介護・要支援認定のために自治体を訪問する手間が生じる。	「住所移転後の要介護・要支援認定申請」における現状の課題（申請側）を把握するため。	
3	別紙「現状」住所移転後の要介護・要支援認定申請の申請書作成に関して、受付側（自治体）で、時間や手間を要する部分がありますか。あれば、具体的に、その部分を教えてください。 (例) ・マイナンバー未記載の場合、住記システム又は住基ネットで調べて記載する必要がある。 ・マイナンバー記載済の場合、番号確認＋身元確認が必要である。（番号利用法に沿って必要となる対応）	「住所移転後の要介護・要支援認定申請」における現状の課題（受付側）を把握するため。	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険のオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

ヒアリング対象手続き：⑨住所移転後の要介護・要支援認定申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
4	<p>「住所移転後の要介護・要支援認定申請」をオンラインで受付けた場合、どのような課題が生じると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①「要介護・要支援認定申請書」(紙)の受付を契機として開始する業務があるため、別の契機が必要となる。 ②申請書の空欄へのメモができなくなる。 ③ケアマネ等の代行申請時に必要な「押印」が確認できなくなる。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 移転後の自治体の介護サービスをもれなく確認する機会が無くなる。 	<p>「住所移転後の要介護・要支援認定申請」のオンライン化に向けた課題を洗い出し、それそれに対する解決策を検討するため</p>	
5	<p>前段の申請時の課題解決策として、どのようなものが考えられますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書様式(標準)に合わせて申請データを紙に出力するツールを開発し、国が自治体に提供する。 ②オンライン申請データに「備考欄」を設け、窓口と同様に職員がメモ情報を把握できるようにする。 ③代行申請者の電子署名を付与してもらい、それを確認する。 <p><申請側の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請画面に介護サービス情報を掲載したホームページの URL リンクを貼り付ける。 	同上	
6	<p>「住所移転後の要介護・要支援認定申請」をオンライン化した場合の業務の流れや規則関係について、見直しや追加が必要になることが想定されますか。あれば、何に対する見直しや追加が考えられるか、ご意見ください。</p>	<p>「住所移転後の要介護・要支援認定申請」のオンライン化後の適切な業務の流れを検討するため</p>	

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 ヒアリング実施シート

<p><申請側の例></p> <p>①ケアマネジャーによる不正アクセスは想定しづらいため、ケアマネジャーの厳格な認証は不要とする。</p> <p>②押印省略を可能とする規則の改定。</p>	

ヒアリング対象手続き：⑨住所移転後の要介護・要支援認定申請

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見
7	<p>「住所移転後の要介護・要支援認定申請」をオンラインで受付けた場合、どのような効果が想定されると想定されますか。ご意見ください。</p> <p><受付側の例></p> <p>①対面での身元確認業務が不要となる(オンライン申請時に認証済)</p> <p>②マイナンバーの記入漏れを防止できる(システムで必須チェックを行える場合)</p> <p>⇔但し、記入を「必須」にすると、マイナンバーが分からない被保険者が即時で申請不可となる</p> <p>③事務処理システムへのデータ引継ぎができないと保険者側の効果は薄い(または業務量増加)。</p> <p><申請側の例></p> <p>①転入手続きの窓口と、要介護・要支援認定申請の窓口が異なる建物の場合でも、要介護・要支援認定のために自治体を別途訪問する手間が省略できる。</p>	<p>「住所移転後の要介護・要支援認定申請」のオンライン化による効果を検討するため</p>	

資料 1.2 介護事業者向け

介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業 介護事業者向けヒアリング

#	ヒアリング項目	ヒアリングの意図	ご意見（別紙へ手書きでも良いです）
1	<p>平成 30 年 3 月 30 日 内閣官房 IT 総合戦略室・厚生労働省老健局「介護保険に係る申請手続きのオンライン化（介護ワンストップサービス）実現に向けた方策の取りまとめ」（別紙）の下記手続きについて、代行申請状況（実施有無・件数、苦労点・添付資料有無など）を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更） ② 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 ③ 負担割合合証の再交付申請 ④ 被保険者証の再交付申請 ⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請 ⑥ 介護保険負担限度額認定申請 ⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 ⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請 ⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請 	<p>オンライン化の優先度設定の基準を検討するため。</p> <p>＜調査研究上の目的＞ 「代行申請件数が多い」「添付書類の省略が容易（代替手段が存在する等）」、「対面での相談等が不要」の手続きを優先的にオンライン化（インターネット経由申請）するかどうか検討します。</p>	
2	<p>上記 1. に記載の手続きに関して、オンライン化（インターネット経由申請）による効果が高いと思われる手続き、効果観点ではなく実現性が高い手続き及び、課題が残る手続きを、付番号で回答をお願いします。 また、その理由もご意見ください。</p>	<p>オンライン化（インターネット経由申請）の優先度設定の基準に沿った、優先度高となる手続きを検討するため。</p>	

※後日でもかまいませんので、公開可能な職員数（ケアマネジャー数等）、ご利用者様数（事業所全体の 1 ヶ月あたりのケアプラン作成者数等をもとに）を教えてください。

資料2 アンケート調査シート

資料2.1 介護ワストップサービスの対象手続に係るオンライン化に向けた調査

介護ワストップサービスの対象手続に係るオンライン化に向けた調査

介護ワストップサービスの対象手続に係る現状やオンライン化に向けた対策案にご意見ください。太枠内にご回答ください。

団体名	
ご回答日(YYYY/MM/DD)	

1. 申請者種別の実態確認（今後の制度等見直しの基礎情報として）

手続の実態として、本人・家族による申請、ケアマネジャー等による代行申請の割合で、近いものを選択してください。
⑦⑧について、受領委任払い、償還払い、いずれの場合でも、販売・改修事業者による申請は、代行申請としてご回答ください。
なお、統計等、正確な情報がない場合、感覚的なご意見でも結構です。

手続名	本人・家族による 申請が大半 (8割以上)	本人・家族による 申請がやや多い (6~7割)	ほぼ同じ	代行申請が やや多い (6~7割)	代行申請が 大半 (8割以上)
①-1 要介護・要支援認定申請 (新規)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
①-2 要介護・要支援認定申請 (更新・区分変更)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
② 居宅（介護予防）サービス計 画作成（変更）依頼の届出	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③ 負担割合証の再交付申請	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④ 被保険者証の再交付申請	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤ 高額介護（予防）サービス費 の支給申請	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥ 介護保険負担限度額認定申請	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦ 居宅介護（介護予防） 福祉用具購入費の支給申請	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧ 居宅介護（介護予防） 住宅改修費の支給申請	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨ 住所移転後の 要介護・要支援認定申請	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

2. オンライン化に向けた対策(案)に係るご意見

手続のオンライン化にあたり、認識している課題があり、対策案を検討しています。対策案について、ご意見ください。

2-1. 申請書等の記名押印を不要とした場合の問題

現在、申請書・届出書では、法令で定めている以外でも、本人・事業者の記名押印を求めている申請があると認識しています。
仮に、オンライン化によって記名押印後の申請書"原本"を、基本的に確認できなくなる場合、実務上、問題がありますか。
なお、介護保険法施行規則では、一部(*)を除き、押印を特に求めています。

*「①要介護・要支援認定申請」における、事業者の押印

結構ある
 ややある
 あまりない
 ほとんどない
 分からない

問題がある場合、具体的にどのようなケースか、ご意見ください。解決方法のアイデアもお持ちでしたら、併せてご意見ください。

2-2. 同意書等をPDF・画像添付とした場合の問題

現在、同意書が必要な申請や、代行の際に委任状等の提出を求める申請があると認識しています。
オンライン化によって、PDFや画像による添付になると、実務上、問題ありますか。

結構ある ややある あまりない ほとんどない 分からない

問題がある場合、具体的にどのようなケースか、ご意見ください。解決方法のアイデアもお持ちでしたら、併せてご意見ください。

2-3. 被保険者証等を回収不要とした場合の問題

現在、申請時の添付で、被保険者証・負担割合証を回収する手続きがあると認識しています。
将来、制度改正等により、オンライン申請時は回収不要となった場合、実務上、問題ありますか。

結構ある ややある あまりない ほとんどない 分からない

問題がある場合、具体的にどのようなケースか、ご意見ください。解決方法のアイデアもお持ちでしたら、併せてご意見ください。

3. その他、手続きのオンライン化推進にあたってのアイデア

オンライン化に当たって、お気づきの問題点があれば、ご意見ください。解決方法のアイデアもお持ちでしたら、併せてご意見ください。

対象手続き (プルダウン選択)	問題点のご意見や解決方法のアイデア
手続きによらない、 全般的なご意見	

ご質問は以上です。ありがとうございました。

資料 3 事務運用指針、サービス検索登録内容のひな形、スケジュール例
(出典元：厚生労働省老健局事務連絡)

資料 3.1 事務運用指針

(別紙)

介護ワンストップサービスにおける事務の運用について

1. 介護ワンストップサービスの目的

介護ワンストップサービスは、介護に関わる方の負担の軽減を図るため、地方公共団体における介護関連の申請等について、内閣府が運営するマイナポータル内の「ぴったりサービス(※)」を活用することで、介護保険制度や申請手続の検索・オンライン申請を可能とするものです。

介護ワンストップサービスへの対応については、保険者に義務付けるものではありませんが、デジタル・ガバメントを推進する観点から、保険者として積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

※ URL: <https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>

2. 介護ワンストップサービスの対象となる手続

介護ワンストップサービスの対象は、以下の9手続です。

- ① 要介護・要支援認定申請(新規・更新・区分変更)
- ② 居宅介護(予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- ③ 負担割合証の再交付申請
- ④ 被保険者証の再交付申請
- ⑤ 高額介護(予防)サービス費の支給申請
- ⑥ 介護保険負担限度額認定申請
- ⑦ 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- ⑧ 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- ⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請

3. 本人確認の措置

介護ワンストップサービスにおいて申請等手続が可能となる者は、マイナンバーカードを保有する個人となります。また、申請者が代理人の場合(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第35条第4項等に基づき、指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが被保険者に代わって申請を行う場合を含む。以下同じ。)は、当該代理人がマイナンバーカードを保有している必要があります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)では、個人番号を利用する事務において、本人等から個人番号の提供を受けるときは、番号確認及び身元確認等を行わなければならないこととされています。このことから、介護ワンストップサービスにおける番号確認及び身元確認等については、以下のとおりとします。

(1) 本人による申請の場合

本人が自ら申請を行う場合、①本人の番号、②本人の身元の2つを確認する必要があります。それぞれの場面で必要となる措置は以下のとおりです。

① 番号確認

保険者において、地方公共団体情報システム機構(住民基本台帳ネットワーク)への確認や、

住民基本台帳の確認等によって番号確認をしてください。

②身元確認

本人の身元確認は、本人のマイナンバーカードを利用した電子署名により確認してください。

(2)代理人による申請の場合

代理人が申請を行う場合、①本人の番号、②代理人の身元、③代理権の3つを確認する必要があります。それぞれの場面で必要となる措置は以下のとおりです。

①番号確認

保険者において、地方公共団体情報システム機構(住民基本台帳ネットワーク)への確認や、住民基本台帳の確認等によって番号確認をしてください。

②身元確認

代理人の身元確認は、代理人のマイナンバーカードを利用した電子署名により確認してください。

③代理権の確認

代理権の確認は、法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人の場合は委任状によって行われますが、これらが困難な場合は、本人の介護保険被保険者証など官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の保険者が適当と認める書類の添付で確認することとなります。(具体的な書類の確認方法は4に記載のとおりです。)

4. 電子申請における添付書類の取扱い

申請等に当たり必要となる添付書類は、その内容が確認できるものであれば、書類をスキャンしたPDFや書類を撮影した画像でも受付可能とすることとしますが、保険者の判断により、次に掲げる期間の範囲内において、原本の提出を求めても差し支えないこととします。その際、びったりサービスのサービス検索画面において手続詳細説明画面の「手続に必要な添付書類」欄に提出期限を明記してください。

1. 申請に添付する書面 申請を行った日から結果通知を発出するまでの期間
2. 届出に添付する書面 届出を行った日から3ヶ月を経過するまでの期間

なお、①要介護・要支援認定申請(新規・更新・区分変更)、②居宅介護(予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出、④被保険者証の再交付申請の手続で添付を求めている「被保険者証」、及び③負担割合証の再交付申請の手続で添付を求めている「負担割合証」については、別途郵送にて送付を求める取扱いとします。

5. 電子申請における押印の取扱い

「2. 介護ワンストップサービスの対象となる手続」の②～⑨の手続については、法令上、申請時に押印を求めています。そのため、これらの手続については、保険者の判断により、申請書原本(押印済)の受理を省略しても差し支えないこととします。

なお、①要介護・要支援認定申請(新規・更新・区分変更)については、指定居宅介護支援事業者等が代理申請を行う場合は、介護保険法施行規則第35条第4項等に規定されているとおり、指定居宅介護支援事業者等が代理申請を実施する場合は、指定居宅介護支援事業者等の記名押印を必須として

いますが、電子証明書等を用いることによりオンライン申請することが可能となります。

6. 電子申請における申請受付日の取扱い

申請等の受付日は、保険者が申請データを閲覧できる環境になった時であり、申請者がオンライン申請を行い、保険者がメンテナンス画面で当該申請データを閲覧できることになった時点が受付日となります。

保険者が民間送達サービスを利用し、申請等を郵送で受け取る場合においても、申請者がオンライン申請を行った時点が保険者が閲覧できることになった時点であり、当該時点が受付日になります。補正を求め、マイナポータルから申請等の再提出を受けた場合の受付日については、補正を求めることとなった当初の申請等の受付日とします。

資料 3.2 サービス検索登録内容のひな形

別添 1

制度「介護保険」の掲載文案

制度名

介護保険

概要

介護が必要となった高齢者等の支援を行う制度となります。

通称

(※任意入力項目です。「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「制度名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。)

対象

介護が必要となった高齢者等

支給内容

要介護・要支援認定を受けると、介護保険によるサービスを受けることができます。

費用

なし

関連リンク

(適宜入力)

お問合せ先

(適宜入力)

所管部署

(適宜入力)

各対象手続の掲載文案

①-1 「要介護・要支援認定申請」

・手続き名

要介護・要支援認定の申請

・概要

要介護・要支援認定の申請を受け付けています。

・通称

※任意入力項目です。

「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「手続き名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。

・対象

1. 65 歳以上で介護サービスまたは介護予防サービスが必要になった方
2. 40 歳から 64 歳で、次の病気により介護サービスまたは介護予防サービスが必要になった方
 - (1) がん（医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
 - (2) 関節リウマチ
 - (3) 筋萎縮性側索硬化症
 - (4) 後縦靭帯骨化症
 - (5) 骨折を伴う骨粗鬆症
 - (6) 初老期における認知症
 - (7) 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
 - (8) 脊髄小脳変性症
 - (9) 脊柱管狭窄症
 - (10) 早老症
 - (11) 多系統萎縮症
 - (12) 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - (13) 脳血管疾患
 - (14) 閉塞性動脈硬化症
 - (15) 慢性閉塞性肺疾患
 - (16) 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

・手続きを行う人

対象者ご本人

※本人が申請できない場合は、対象者ご本人のご家族、または指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターなどに申請を代行してもらうことができます。

・手続き期限

介護サービスや介護予防サービスが必要となったときに、申請してください。

・手続き書類（様式）

要介護・要支援認定申請書

[要介護・要支援認定申請書（PDF ファイル）](#)

[申請書記入例（PDF ファイル）](#)

・手続きに必要な添付書類

添付書類簡易名称	介護保険被保険者証
添付書類の名称	介護保険被保険者証（ただし、40歳以上65未満の方は、加入している医療保険の被保険者証）
添付書類についての説明	
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input checked="" type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

添付書類簡易名称	医療機関の診察券、領収書等
添付書類の名称	医療機関の診察券、領収書等
添付書類についての説明	かかりつけ医のわかる書類の提出が必要です。
添付必須	<input type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

・手続きに必要な持ちもの

申請者のご本人確認書類

マイナンバー（個人番号）の確認に必要な書類等

印鑑（指定居宅介護支援事業者等が代行して申請する場合、印鑑が必要）

代理権の確認に必要な書類（指定居宅介護支援事業者等が代行して申請する場合）

・手続き方法

本フォーム、窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

介護保険課（市役所〇階〇番窓口）

××保健福祉センター（〇〇町〇丁目〇番〇号）

午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

・関連リンク

詳しくはこちら [〇〇市WEBページ](#)

・所管部署

〇〇市△△課

・根拠法律・条例等

介護保険法第27条第1項、第32条第1項

介護保険法施行規則第35条、第49条

①-2 「要介護・要支援更新認定の申請」

・手続き名

要介護・要支援更新認定の申請

・概要

要介護・要支援更新認定の申請を受け付けています。

・通称

※任意入力項目です。

「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「手続き名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。

・対象

1. 65歳以上で要介護認定または要支援認定の認定の更新が必要になった方
2. 40歳から64歳で、次の病気により要介護認定または要支援認定を受けており、当該認定の更新が必要になった方
 - (1) がん（医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
 - (2) 関節リウマチ
 - (3) 筋萎縮性側索硬化症
 - (4) 後縦靭帯骨化症
 - (5) 骨折を伴う骨粗鬆症
 - (6) 初老期における認知症
 - (7) 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
 - (8) 脊髄小脳変性症
 - (9) 脊柱管狭窄症
 - (10) 早老症
 - (11) 多系統萎縮症
 - (12) 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - (13) 脳血管疾患
 - (14) 閉塞性動脈硬化症
 - (15) 慢性閉塞性肺疾患
 - (16) 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

・手続きを行う人

対象者ご本人

※本人が申請できない場合は、対象者ご本人のご家族、または指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターなどに申請を代行してもらうことができます。

・手続き期限

有効期限の満了する日の60日前から申請することができます。

・手続き書類（様式）

要介護・要支援認定更新申請書

[要介護・要支援認定更新申請書（PDF ファイル）](#)

[申請書記入例（PDF ファイル）](#)

・手続きに必要な添付書類

添付書類簡易名称	介護保険被保険者証
添付書類の名称	介護保険被保険者証（ただし、40歳以上65未満の方は、加入している医療保険の被保険者証）
添付書類についての説明	
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input checked="" type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

添付書類簡易名称	医療機関の診察券、領収書等
添付書類の名称	医療機関の診察券、領収書等
添付書類についての説明	かかりつけ医のわかる書類の提出が必要です。
添付必須	<input type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

・手続きに必要な持ちもの

申請者のご本人確認書類

マイナンバー（個人番号）の確認に必要な書類等

印鑑（指定居宅介護支援事業者等が代行して申請する場合、印鑑が必要）

代理権の確認に必要な書類（指定居宅介護支援事業者等が代行して申請する場合）

・手続き方法

本フォーム、窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

介護保険課（市役所〇階〇番窓口）

××保健福祉センター（〇〇町〇丁目〇番〇号）

午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

・関連リンク

詳しくはこちら [〇〇市WEBページ](#)

・所管部署

〇〇市△△課

・根拠法律・条例等

介護保険法第 28 条第 2 項、第 33 条第 2 項

介護保険法施行規則第 40 条、第 54 条

①-3 要介護・要支援状態区分変更認定の申請

・手続き名

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

・概要

要介護・要支援状態区分の変更の認定の申請を受け付けています。

・通称

※任意入力項目です。

「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「手続き名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。

・対象

1. 65 歳以上で要介護状態区分（要介護 1～5）または要支援状態区分（要支援 1 又は 2）の変更が必要になった方
2. 40 歳から 64 歳で、次の病気により要介護認定または要支援認定を受けており、当該認定における要介護状態区分（要介護 1～5）または（要支援 1 又は 2）の変更が必要になった方
 - (1) がん（医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
 - (2) 関節リウマチ
 - (3) 筋萎縮性側索硬化症
 - (4) 後縦靭帯骨化症
 - (5) 骨折を伴う骨粗鬆症
 - (6) 初老期における認知症
 - (7) 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
 - (8) 脊髄小脳変性症
 - (9) 脊柱管狭窄症
 - (10) 早老症
 - (11) 多系統萎縮症
 - (12) 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - (13) 脳血管疾患
 - (14) 閉塞性動脈硬化症
 - (15) 慢性閉塞性肺疾患
 - (16) 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

・手続きを行う人

対象者ご本人

※本人が申請できない場合は、対象者ご本人のご家族、または指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターなどに申請を代行してもらうことができます。

・手続き期限

要介護・要支援認定の有効期間の途中でも、介護の必要の程度に変化があった場合に要介護・要支援状態区分の変更申請をすることができます。

・手続き書類（様式）

要介護・要支援認定変更申請書

[要介護・要支援認定変更申請書（PDF ファイル）](#)

[申請書記入例（PDF ファイル）](#)

・手続きに必要な添付書類

添付書類簡易名称	介護保険被保険者証
添付書類の名称	介護保険被保険者証（ただし、40歳以上65未満の方は、加入している医療保険の被保険者証）
添付書類についての説明	
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input checked="" type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

添付書類簡易名称	医療機関の診察券、領収書等
添付書類の名称	医療機関の診察券、領収書等
添付書類についての説明	かかりつけ医のわかる書類の提出が必要です。
添付必須	<input type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

・手続きに必要な持ちもの

申請者のご本人確認書類

マイナンバー（個人番号）の確認に必要な書類等

印鑑（指定居宅介護支援事業者等が代行して申請する場合、印鑑が必要）

代理権の確認に必要な書類（指定居宅介護支援事業者等が代行して申請する場合）

・手続き方法

本フォーム、次の窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

介護保険課（市役所〇階〇番窓口）

××保健福祉センター（〇〇町〇丁目〇番〇号）

午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

・関連リンク

詳しくはこちら [〇〇市WEBページ](#)

・所管部署

〇〇市△△課

・根拠法律・条例等

介護保険法 29 条第 1 項、第 33 条の 2 第 1 項

介護保険法施行規則第 42 条、第 55 条の 2

②居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出

・手続き名

居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出

・概要

介護保険の認定を受けている方が、介護保険の指定を受けた居宅介護支援事業者等にケアプラン（居宅サービス計画又は介護予防サービス計画）の作成を依頼したこと、依頼する事業者を変更したことについての届出を受け付けています。

・通称

※任意入力項目です。

「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「手続き名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。

・対象

要介護・要支援認定を受け、居宅介護支援事業者等にケアプランの作成を依頼する方

・手続きを行う人

対象者ご本人

・手続き期限

ケアプランの作成を依頼する事業所が決まった時、またはケアプランの作成を依頼する事業所を変更する時

・手続き書類（様式）

居宅サービス計画作成依頼（変更）等届出書

介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書

[居宅サービス計画作成依頼（変更）等届出書（PDF ファイル）](#)

[居宅サービス計画作成依頼（変更）等届出書（記入例）（PDF ファイル）](#)

[介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書（PDF ファイル）](#)

[介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書（記入例）（PDF ファイル）](#)

※その他、小規模多機能型居宅介護事業者や看護小規模多機能型居宅介護事業者にケアプランの作成を依頼する場合に別の様式を設けている場合には、適宜添付ファイルを追加。

・手続きに必要な添付書類

添付書類簡易名称	介護保険被保険者証
添付書類の名称	介護保険被保険者証（ただし、40歳以上65未満の方は、加入している医療保険の被保険者証）
添付書類についての説明	
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input checked="" type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます

ひな型/記入例の登録	ファイルを選択
	ひな型/記入例を追加する

・手続きに必要な持ちもの

申請者のご本人確認書類

マイナンバー（個人番号）の確認に必要な書類等

・手続き方法

本フォーム、窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

介護保険課（市役所〇階〇番窓口）

××保健福祉センター（〇〇町〇丁目〇番〇号）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

・関連リンク

詳しくはこちら [〇〇市WEBページ](#)

・所管部署

〇〇市△△課

・根拠法律・条例等

介護保険法施行規則第 77 条、第 95 条の 2

③介護保険負担割合証の再交付申請

・手続き名

介護保険負担割合証の再交付申請

・概要

紛失・破損等した介護保険負担割合証の再交付申請を受け付けています。

・通称

※任意入力項目です。

「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「手続き名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。

・対象

介護保険負担割合証を紛失・破損等してお手元に無い方

・手続きを行う人

対象者ご本人

・手続き期限

※任意入力項目です。

・手続き書類（様式）

介護保険負担割合証再交付申請書

[介護保険負担割合証再交付申請書（PDF ファイル）](#)

[（記入例）介護保険負担割合証再交付申請書（PDF ファイル）](#)

・手続きに必要な添付書類

添付書類簡易名称	負担割合証
添付書類の名称	負担割合証
添付書類についての説明	紛失した場合、提出は不要です。
添付必須	<input type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

・手続きに必要な持ちもの

申請者のご本人確認書類

マイナンバー（個人番号）の確認に必要な書類等

・手続き方法

本フォーム、窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

介護保険課（市役所〇階〇番窓口）

××保健福祉センター（〇〇町〇丁目〇番〇号）

午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

・関連リンク

詳しくはこちら [〇〇市WEBページ](#)

・所管部署

〇〇市△△課

・根拠法律・条例等

介護保険法施行規則第28条の2

④被保険者証の再交付申請

・手続き名

被保険者証の再交付申請

・概要

紛失・破損等した介護保険被保険者証の再交付申請を受け付けています。

・通称

※任意入力項目です。

「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「手続き名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。

・対象

介護保険被保険者証を紛失・破損等してお手元に無い方

・手続きを行う人

対象者ご本人

・手続き期限

※任意入力項目です。

・手続き書類（様式）

介護保険被保険者証再交付申請書

[介護保険被保険者証再交付申請書（PDF ファイル）](#)

[（記入例）介護保険被保険者証再交付申請書（PDF ファイル）](#)

・手続きに必要な添付書類

添付書類簡易名称	介護保険被保険者証
添付書類の名称	介護保険被保険者証（ただし、40歳以上65未満の方は、加入している医療保険の被保険者証）
添付書類についての説明	紛失した場合、提出は不要です。
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

・手続きに必要な持ちもの

申請者のご本人確認書類

マイナンバー（個人番号）の確認に必要な書類等

・手続き方法

本フォーム、窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

介護保険課（市役所〇階〇番窓口）

××保健福祉センター（〇〇町〇丁目〇番〇号）

午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

・関連リンク

詳しくはこちら [〇〇市WEBページ](#)

・所管部署

〇〇市△△課

・根拠法律・条例等

介護保険法施行規則第27条

⑤高額介護（予防）サービス費の支給申請

・手続き名

高額介護（予防）サービス費の支給申請

・概要

介護サービス費の自己負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた額分が支給される「高額介護（予防）サービス費」の申請を受け付けています。

・通称

※任意入力項目です。

「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「手続き名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。

・対象

居宅サービスや施設サービスに対して支払った自己負担額が、一定の上限額を超えた方

・手続きを行う人

対象者ご本人

・手続き期限

市からお送りした高額介護（介護予防）サービス費支給申請書 が届いてから1ヶ月以内を目安として手続きをお願いします。

手続きが遅れると払い戻しを受けることができなくなる場合があります。

・手続き書類（様式）

高額介護（介護予防）サービス費支給申請書

※高額介護（予防）サービス費に該当する方には、市から申請書をお送りします。

・手続きに必要な添付書類

添付書類簡易名称	当該申請に係る介護サービス費に係る領収書
添付書類の名称	当該申請に係る介護サービス費に係る領収書
添付書類についての説明	居宅サービス費等、介護保険被保険者が負担したことが分かる書類の提出が必要です。
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れたら、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

添付書類簡易名称	所得状況証明書等
添付書類の名称	介護保険被保険者の所得がわかるもの
添付書類についての説明	高額介護サービス費の所得段階の確認のため、介護保険被保

	険者の所得がわかるものの提出が必要です。
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

・手続きに必要な持ちもの

申請者のご本人確認書類

マイナンバー（個人番号）の確認に必要な書類等

振込口座が申請人以外の場合の委任状

相続人、成年後見人が申請する場合、相続権等を証明する書類

・手続き方法

本フォーム、窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

介護保険課（市役所〇階〇番窓口）

××保健福祉センター（〇〇町〇丁目〇番〇号）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

・関連リンク

詳しくはこちら [〇〇市WEBページ](#)

・所管部署

〇〇市△△課

・根拠法律・条例等

介護保険法施行規則第 83 条の 4、第 97 条の 2

⑥介護保険負担限度額認定申請

・手続き名

介護保険負担限度額認定申請

・概要

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などを利用する際の居住費（滞在費）と食費の負担額軽減の支給申請を受け付けています。

・通称

※任意入力項目です。

「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「手続き名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。

・対象

上記の介護保険施設を利用しており、一定の低所得要件を満たす方

・手続きを行う人

対象者ご本人

・手続き期限

申請書を提出された日の属する月の1日に遡って認定の有効期間が開始します。

・手続き書類（様式）

介護保険負担限度額認定申請書

[介護保険負担限度額認定申請書（PDF ファイル）](#)

[介護保険負担限度額認定申請書記入例（PDF ファイル）](#)

・手続きに必要な添付書類

添付書類簡易名称	預金通帳等写し
添付書類の名称	介護保険被保険者の資産がわかるもの
添付書類についての説明	特定入所者介護サービス費の対象要件を確認するため、介護保険被保険者の資産がわかるものの提出が必要です。
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

添付書類簡易名称	同意書
添付書類の名称	同意書
添付書類についての説明	介護保険被保険者の資産調査を行うことについての同意書の提出が必要です。

添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

・手続きに必要な持ちもの

申請者のご本人確認書類

マイナンバー（個人番号）の確認に必要な書類等

・手続き方法

本フォーム、窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

介護保険課（市役所〇階〇番窓口）

××保健福祉センター（〇〇町〇丁目〇番〇号）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

・関連リンク

詳しくはこちら [〇〇市WEBページ](#)

・所管部署

〇〇市△△課

・根拠法律・条例等

介護保険法施行規則第 83 条の 6、第 97 条の 4

⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請

・手続き名

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請

・概要

介護保険の認定を受けている方が、介護保険の指定を受けた福祉用具販売事業所で、入浴や排泄等に用いる福祉用具（貸与になじまない性質のもの）を購入する場合に申請を受け付けています。

・通称

※任意入力項目です。

「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「手続き名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。

・対象

居宅要介護（要支援）被保険者が、特定（介護予防）福祉用具販売に係る指定（介護予防）居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅（介護予防）サービス事業を行う事業所において販売される特定（介護予防）福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護（要支援）被保険者に対し、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を支給します。

・手続きを行う人

対象者ご本人

・手続き期限

※任意入力項目です。

・手続き書類（様式）

介護保険法施行規則第71条第1項（第90条第1項）に定める申請書

・手続きに必要な添付書類

添付書類簡易名称	当該申請に係る特定（介護予防）福祉用具の購入に係る領収書
添付書類の名称	当該申請に係る特定（介護予防）福祉用具の購入に係る領収書
添付書類についての説明	特定（介護予防）福祉用具の購入を確認するため、領収書の提出が必要です。
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

添付書類簡易名称	当該特定（介護予防）福祉用具のパフレット
添付書類の名称	当該特定（介護予防）福祉用具のパフレット
添付書類についての説明	
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="text" value="ファイルを選択"/> <input type="text" value="ひな型/記入例を追加する"/>

添付書類簡易名称	当該特定（介護予防）福祉用具の概要を記載した書面
添付書類の名称	当該特定（介護予防）福祉用具の概要を記載した書面
添付書類についての説明	
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="text" value="ファイルを選択"/> <input type="text" value="ひな型/記入例を追加する"/>

・手続きに必要な持ちもの

居宅サービス計画（介護予防サービス計画）又は特定（介護予防）福祉用具販売計画申請者のご本人確認書類
マイナンバー（個人番号）の確認に必要な書類等

・手続き方法

本フォーム、窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

介護保険課（市役所〇階〇番窓口）

××保健福祉センター（〇〇町〇丁目〇番〇号）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

・関連リンク

詳しくはこちら [〇〇市WEBページ](#)

・所管部署

〇〇市△△課

・根拠法律・条例等

介護保険法施行規則第 71 条、第 90 条

⑧居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請

・手続き名

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請

・概要

介護保険の認定を受けている方が、その心身の状況や住宅の状況に照らし、手すりの取付け等の住宅改修を行う場合に申請を受け付けています。

・通称

※任意入力項目です。

「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「手続き名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。

・対象

居宅要介護（要支援）被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行ったときは、当該居宅要介護（要支援）被保険者に対し、居宅介護（介護予防）住宅改修費を支給します。

・手続きを行う人

対象者ご本人

・手続き期限

※任意入力項目です。

・手続き書類（様式）

介護保険法施行規則第76条第1項（第94条第1項）に定める申請書

・手続きに必要な添付書類

添付書類簡易名称	当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類
添付書類の名称	当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類
添付書類についての説明	（住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要介護被保険者（要支援被保険者）でない場合）当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類の提出が必要です。
添付必須	<input checked="" type="checkbox"/> はい
窓口又は郵送での提示	<input type="checkbox"/> 必須 ※必須にチェックを入れると、利用者向けには「別途原本の提出が必要」と表示されます
ひな型/記入例の登録	<input type="checkbox"/> ファイルを選択 <input type="checkbox"/> ひな型/記入例を追加する

・手続きに必要な持ちもの

申請者のご本人確認書類

マイナンバー（個人番号）の確認に必要な書類等

・手続き方法

本フォーム、窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

介護保険課（市役所〇階〇番窓口）

××保健福祉センター（〇〇町〇丁目〇番〇号）

午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

・関連リンク

詳しくはこちら [〇〇市WEBページ](#)

・所管部署

〇〇市△△課

・根拠法律・条例等

介護保険施行規則第75条、第94条

⑨住所移転後の要介護・要支援認定申請

・手続き名

住所移転後の要介護・要支援認定申請

・概要

他市町村から引っ越しされてきた方が、引っ越し前の市町村で受けた要介護・要支援認定を継続するための申請を受け付けています。

・通称

※任意入力項目です。

「通称」を登録すると、ぴったりサービスの検索結果画面で「手続き名」ではなく「通称」に登録した名称が表示されますので、ご注意ください。

・対象

他市町村で要支援・要介護認定を受けており、本市に転入してきた方

・手続きを行う人

対象者ご本人

※本人が申請できない場合は、対象者ご本人のご家族、または指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターなどに申請を代行してもらうことができます。

・手続き期限

転入日から14日以内に申請してください。

なお、転入日から14日を経過すると継続することができず、新規申請の扱いとなります。

・手続き書類（様式）

要介護・要支援認定申請書

[要介護・要支援認定申請書（PDF ファイル）](#)

[申請書記入例（転入継続時）（PDF ファイル）](#)

・手続きに必要な添付書類

※任意入力項目です。

・手続きに必要な持ちもの

医療保険被保険者証（40歳から64歳の方）

申請者のご本人確認書類

マイナンバー（個人番号）の確認に必要な書類等

受給資格証明書（元の市町村にて交付されます）

代理権の確認に必要な書類（代理による申請の場合）

印鑑（介護保険申請書記載の際に使用します）

・手続き方法

本フォーム、窓口または郵送で、必要書類を提出してください。

<窓口または郵送の場合の提出先>

介護保険課（市役所〇階〇番窓口）

××保健福祉センター（〇〇町〇丁目〇番〇号）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

・[関連リンク](#)

詳しくはこちら [〇〇市WEBページ](#)

・[所管部署](#)

〇〇市△△課

・[根拠法律・条例等](#)

介護保険法第 36 条

資料 3.3 介護ワンストップサービスタスクスケジュール例

実施に向けたタスク				平成30年度	平成31年度 上期	平成31年度 下期
マイルストーン				★ サービス検索開始		★ 電子申請受付開始
1	企画	1 運用企画	ア 介護ワンストップサービスの概要把握			
			イ 対象事務の範囲の確認			
			ウ 地方公共団体 事務処理要領の見直し			
		2 システム企画	ア サービス登録経路の検討			
			イ オンライン申請データの受取経路の検討			
			ウ 電子署名の検証方法の検討			
		3 見積り	ア サービス登録・申請書受取経路導入に係る費用			
			イ 受け取ったオンライン申請データを既存システムに取り込むための改修費用			
			ウ 機器等の追加にかかる費用			
	4 予算要求	見積り項目に係る予算要求				
	5 調達	調達				
	2	1 開発	ア 既存システムへの取込方法決定			
			イ 開発・テスト			
		2 本番準備	ア サービスメンテナンス機能へのログインIDの登録			
			イ サービスメンテナンス機能への制度・手続概要のオンライン登録			
ウ サービスメンテナンス機能への申請書入力フォームの登録						
エ 申請データ受取テスト						
3	1 検討	ア 特定個人情報保護評価の見直し				
		イ 評価書作成				
	2 実施	イ 住民等の意見聴取(全項目評価のみ必須)				
		ウ 第三者点検(全項目評価のみ必須)				
エ 委員会へ提出・自団体に公表						
4	1 検討	電子申請の実施を可能とするオンライン化条例の整備・改正の検討				
	2 実施	議会提案・施行				
5	1 職員教育	ア 業務運用の理解				
		イ システム対応の理解				
		ウ 利用者対応				
6	1 広報媒体の作成配布	ア 広報媒体の作成				
		イ 広報媒体の配布(随時)				